

日本外交における信と不信 — 一八五八～一八八二年 —

大澤博明

目次

はじめに

第一章 日本外交の理と情

1 国際法、信義、情

2 知識と経験の共有と共感

第二章 対日不信と日本外交

1 対日不信の構図

2 条約改正予備会議と外交観

第三章 外交観と壬午軍乱への対応

1 道義と力の配合と紛争処理

2 紛争処理評価

むすびにかえて

はじめに

不平等条約改正問題と朝鮮問題を対外政策上の主たる課題とする明治政府の外交には、対照的な二つの語られ方が存在する。先行研究は、不平等条約改正交渉が、幾度かの挫折を乗り越えて、西洋諸国に対する譲歩と協調策によってようやく達成できたことを明らかにしている。⁽¹⁾そして、韓国併合に帰着した日本の東アジア政策とその手法については、一貫した侵略政策とそれに伴う詐術性や欺瞞性が付与されてきた。日朝修好条規（一八七五年）は伝統的清朝宗属関係から朝鮮を切り離し日本の朝鮮侵略を容易にするためであり、壬午軍乱（一八八二年）を契機に清を排して朝鮮を支配するため軍拡を行い、更には朝鮮でのクーデタすらも使囂し、クーデタ失敗によって日清天津条約（一八八五年）を結び一時的妥協を図るも、朝鮮支配のため最終的に対清戦争の意を固め更なる軍拡を押し進め、朝鮮侵略を容易にするため今度は清の朝鮮に対する宗主権を容認する策略を採用し、朝鮮支配の機を捉えて強引に対清戦争を引き起こした、という論じ方である。⁽²⁾これまでの研究は、日本は近代化努力を行い西洋諸国に対して国際法上の対等性（不平等条約改正）を求めつつ、近代化によって培った力を以て東アジア近隣諸国に対して国際法を援用しながら侵略を繰り返した欺瞞的な明治外交像を描いてきたともいえる。

これと対極に位置するのが、外交における信用・信頼関係を重視する日本外交像である。第二次世界大戦後、吉田茂は「一体、一国の外交は何よりも国際信用を基礎」とすべきであるがこの信用の回復には、今後長年月の努力を必要としよう」と述べている⁽³⁾。敗戦国日本が国際社会に復帰するには諸外国からの信用を得ることが不可欠であるとする吉田の主張は、当時の環境にあつては、当然の発言のように思える。他方、吉田は「われわれ先輩が国際信義に厚かった」、従来日本は約束を守るといふ点での「対外信用」は国際的に評判がよかった、「この永年の間に築き上げた対外信用を落とさぬ覚悟が大切」で、「すべての点で、日本は信頼すべき国だということが、世界中に通る」ようになることの重要性を強調している⁽⁴⁾。また、「外交は小手先の芸でもなければ、権謀術数でもない」、権謀術数によって一時的成功があつたとしても長い目で見れば「却つて永く不信の念を残す」に至ると述べて、「列国の間に相互的信頼と理解とを深めてゆかねばならぬ、いさゝかでも面従後言の挙に出て、信を外に失うべきではない」とも論じている⁽⁵⁾。

吉田の言う日本外交における信用（信義）は、一九三〇年代前半では以下のように論じられている。

外交は、目的の為に手段を択ばざるもの、代表であるかの観を呈した。（改行）然るに近年、（中略）嘘で得たものは結局失ふやうになつた。勿論、世界外交の道德標準は、未だ、正直が馬鹿を見ることなしとは保証しないが、しかも『信用』が商売繁昌の基であるといふ格言と略々一致する程度になつた。二枚舌を使ふ国の外交は、信を国際に失して、何かで損をするやうな時勢となつた。直接に損をしない迄も、名誉を損することから来る精神上的の損失は、永い間に、その国民の頭上に何かの制裁を下すやうな傾向を見る。これ、『国際信義』の大切な所以。これに連れて、外交手段も『公明』なるを要するに至る。日本は、開国以来の外交史に於て、恐らく何国よりも国際信義を遵守した国で、その順調なる発展は決して偶然ではなかつたのだ。最近疑雲を起

したが、今後に於て国民の最も心すべき点である。⁽⁶⁾

信用・信頼・信義を重んじ権謀術数を排し、公明な手段に依拠するという日本外交像は、幣原喜重郎外相もあるべき外交として説いた。幣原は、権謀術数の外交上の実例は多く存在するも、短期的な利益を得た権謀術数も、いつかはその国に重大な禍をきたすとして、「権謀術数は畢竟国家百年の長計ではありませぬ」と指摘し、⁽⁷⁾ 国際間の信義は「国運の消長に関する重大問題」⁽⁸⁾であると述べている。信義を重んずる日本外交像は明治期までさかのぼる。⁽⁹⁾

日本外交において信用を重視する議論は、ハロルド・ニコルソンがその古典的著書に於いて示したところの「通商のあるいは商人的」外交観とか「武人的あるいは勇將的」外交観といった外交の捉え方や交渉態度を想起させる。ニコルソンは、通商的外交観とは、外交交渉は当事国の互譲によってある永続的諒解に達するための試みであり、率直で誠実な態度で人間の理性や信頼をもとにする健全な商取引の原則が適用される技術であり、国家的信義を以て国家的名誉とし威信よりも穏健な取引が重視されるとする。他方、武人的外交観では和解、信頼、公正な取引といった観念は表面化せず、譲歩や条約は紛争の最終的解決ではなく弱さや退却の証拠、将来の勝利準備のための手段であるとされる。⁽¹⁰⁾

前に示した二つの対照的な日本外交像をどのように捉えることができるのであろうか。西洋に対する妥協と協調、アジアに対する侵略といった日本外交の二面性を見る論者ならば、通商的外交観を以て不平等条約改正交渉にかかるとする部分を理解し、武人的外交観を以て東アジア政策を理解しようとするかもしれない。果たして、日本外交では異なる外交観に基づく対外政策が地域と課題に応じて使い分けられていたのか、それとも不平等条約改正問題と朝鮮問題に通底する外交原則や価値観あるいは手法が存在したのであろうか。

国家は、力・利益・価値の体系といった三つの側面を有しているといわれる。⁽¹¹⁾ 一九三〇年代末に著された渡辺幾

治郎『外交と外交家』は、独立と対外的平等、即ち、ナシヨナリズムという価値に拠りながら明治国家の外交が力の発動と利益追求をどのように行おうとしたのかという視点を示している。¹²ところが、対外的平等（国家的独立）を追求しようとする明治国家は、経済的にも政治的にも「対外信用が非常に低」く、日本が対外的平等を追求する際には、対外的信用を獲得することが不可欠であった。換言すれば、日本外交は諸外国からの不信に囲まれた環境の下で展開されざるを得ず、国際的に容認される範囲・限度と方法をもって経済的利益を追求したり力の行使を行う意思と能力を実証しそれを積み重ね国際的信用を得て初めて、明治国家の独立達成や不平等条約改正の達成が可能になることを意味する。小稿では、日本外交における信義・信用を重んじる外交観と対日不信に基づく日本外交像がどのように形成されたのかをまず確認してゆく。また、一八八二年は不平等条約改正交渉にかかる予備会議が開かれた年であり、朝鮮では壬午軍乱が発生した年でもある。通商条約改正という経済的利益にかかる側面を有する協議と日本公使館襲撃事件に対する力を伴った善後処理がきびすを接して生じた。この二つの外交案件において対日不信を払拭すべく日本外交がどのような働きかけを行っていたのか、そして、信用、信義といった徳が日本外交の力の発動や利益追求とどのようにかかわっていたのかを概観し、¹⁴以て日本外交の性格の一端を浮かび上がらせることを課題とする。

凡例

『日本外交文書』…外務省編、一九五四年。

MT…「外務省記録」外務省外交史料館蔵。

「公文別録」2A—1—別（簿冊請求番号）、国立公文書館蔵。

説 「井上馨関係文書」…国立国会図書館憲政資料室蔵。

「三条家文書」…国立国会図書館憲政資料室蔵。

論 「宮島誠一郎文書」…早稲田大学図書館蔵。

『伊藤文書』…伊藤博文文書研究会編『伊藤博文関係文書』一—九卷、塙書房、一九七三—一九八一年。

『山田文書』…日本大学大学史編纂室『山田伯爵家文書』巻一—二四（日本大学、一九八四—一九九〇年）。

『中日』…『清光緒朝中日交渉史料』文海出版社、台北、一九七〇年。

『中日韓』…『清季中日韓関係資料』中央研究院近代史研究所、台北、一九七二年。

BdFA : Ian Nish, ed., *British Documents on Foreign Affairs*, Part 1, Series E, Asia, University Publications of America, 1989.

FO17: Great Britain, Foreign Office, *General Correspondence: China*, 1815-1905, National Archives, London.

FO46: Great Britain, Foreign Office, *General Correspondence: Japan, 1856-1905*, National Archives, London.

FO262: Great Britain, Foreign Office, *Embassy and Consular Archives, Japan, Correspondence*, National Archives, London.

NA92: United States, Department of States, *Despatches from U.S. Ministers to China: Diplomatic Despatches, China*,

1843-1906. File Microcopies of Records in the National Archives, No.92, Washington, D. C.

NA133: United States, Department of States, *Despatches from U. S. Ministers to Japan: Diplomatic Despatches, Japan*,

1855-1906. File Microcopies of Records in the National Archives, No.133, Washington, D. C.

英外務省、米國務省未刊行資料は、横浜開港資料館所蔵の複写版を利用した。

引用文中、適宜句読点を施し、カタカナをひらがなに旧字体を当用漢字に直したところがある。引用文中の（ ）は引用者による。

- (1) 条約改正にかかる研究史については、例えば、五百旗頭薫『条約改正史』(有斐閣、二〇一〇年)序章。
- (2) 例えば、森山茂徳「明治期日本指導者の韓国認識」宮嶋博史・金容徳編著『日韓共同研究叢書2 近代交流史と相互認識』I (慶應義塾大学出版会、二〇〇一年)三〇八―三〇九頁。朝鮮に対する日本の侵略政策を強調するものに、山辺健太郎『日本の韓国併合』(太平出版社、一九六六年)、中塚明『日清戦争の研究』(青木書店、一九六八年)などがある。壬午軍乱を契機とする日本の対清戦争意図が確立すると主張するものに、例えば、藤村道生『日清戦争』(岩波書店、一九七三年、七―八頁)がある。

日本外交の欺瞞性・詐術性を強調するものに以下のようなものがある。王信忠『中日甲午戦争之外交背景』(文海出版社、台北、一九六四年)一〇一、一一九頁。李兆銘「試論日本発動甲午戦争的手段」山東省歴史学会編『甲午戦争九十周年記念論文集』(齐鲁書社、齊南、一九八六年)一三五頁。林子候『甲午戦争前中日韓關係』(玉山書局、嘉義、一九九〇年)二四八、二五六頁。王如絵『近代中日關係与朝鮮問題』(人民出版社、北京、一九九九年)二〇九頁。Melvin F. Nelson, *Korea and the Old Orders in East Asia*, Louisiana University Press, 1945, pp.172, 205-6. Hugh Borton, *Japan's Modern Century*, New York, Royal Press Co., 1955, p. 167. Fred H. Harrington, *God, Mammon, and the Japanese: Dr. Horace Allen and Korean-American Relations, 1884-1905*, University of Wisconsin Press, 1966, p.247. Synn Seung-kwon, *The Russo-Japanese Rivalry over Korea, 1876-1904*, Yulk Phub Sa, Seoul, 1981, pp. 84, 88.

Immanuel C. Y. Hsi, *The Rise of Modern China*, 6th ed., Oxford University Press, 2000, p.338.

(3) 吉田茂『回想十年』（新潮社、一九五七—一九五八年）第一巻、三一頁。

(4) 同右、第一巻、三〇、二四四頁。

(5) 同右、第四巻、一七頁。

吉田首相と同時代の外務次官・外相経験者岡崎勝男も外交における日本の「国際信用」と長期的利益を重視したと述べている（岡崎勝男『戦後二十年の遍歴』中公文庫、一九九九年、五三、一一九頁）。かくして、日本外交では「信義の重要性がしばしば説かれる。外交の場でマキャベリの言動をする日本人外交官はまずいない」といわれる状況が現出する（孫崎 享『日本外交 現場からの証言』中公新書、一九九三年、一七頁）。こうした「国際的な信用」を重視する流れは宮澤喜一首相にも継承されている（五百旗頭真、伊藤元重、薬師寺真行編『90年代の証言 宮澤喜一保守本流の軌跡』朝日新聞社、二〇〇六年、一六六頁）。

(6) 伊藤正徳『外交読本』（『中央公論』一九三四年一〇月特大号、別冊付録）四〇—四一頁。

(7) 服部龍二「幣原喜重郎講演〈外交管見〉」『総合政策研究』一三号、二〇〇六年、一〇一—一〇二頁。

(8) 幣原喜重郎『外交五十年』（中公文庫、一九八七年）一〇八頁。

幣原の手法は「正直な外交」とも評される（服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本』有斐閣、二〇〇六年、五八頁）。

(9) 外交術は、書物による知識だけでは埋め合わせることができない個人的な人格や品位に依拠するものであり、外交官として成功するためには「信頼感」が必要であり、そのためには正直さと率直さが求められるとする外交入門書が日本で刊行されたのは一八七四年のことである（横山伊徳「パリ駐在日本公使館〈外交入門〉」*Diplomatic Guide*（一八七四年刊）上、東京大学史料編纂所『研究紀要』第五号、一九九五年、一二六—一二七頁。犬塚孝明『ニッポン青春外交官』日本放

送出版協会、二〇〇六年、一一四—一一五頁)。これと同じ年、大久保利通は、一八七四年の台湾出兵に関する日清交渉が妥結して同年一二月までに台湾から撤兵することについて、撤兵期限を守れず「信義を破ることによって、世界の人々の前で恥をさらすようなことは決してないと断言」し約束は守るという固い決意を披瀝している(萩原延寿『遠い崖…アーネスト・サトウ日記抄』全一四巻、朝日文庫版、二〇〇七—二〇〇九年、第一一巻、三三二頁)。また、信夫淳平は、小村寿太郎を評するに「小村は正直の人であった(中略) 佯言偽語は彼の口より一度も出たことない。乃ち彼の外交に於ても、虚偽術策は何れの場合にも之を見出さんとして得ない」としている(信夫淳平『外交側面史談』聚芳閣、一九三七年)。

これに対し、明治と同時代の中国では、外交官として西洋で勤務した経験を有する郭嵩燾や薛福成らは国際法を遵守したり国家間の信義を重視することの重要性を認識するも、大方の士大夫層はそうした考えに否定的であったという(佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会、一九九六年、八〇—八二、八三、八五頁)。かくして、日本から見ると「譎詐百端なる之を史に徴し之を輓今の阿片役に徴し之を英仏同盟征清役に徴し其他平素の外交事件に徴するに清国程信を置き難きはなし」(志美川「日清平和条約に就て」海軍省編「明治廿七八年戦史編纂準備書類」一、防衛省防衛研究所戦史研究センター蔵)という中国外交像が形成される。こうして、約束を守る日本外交と「最初から外交上必須の信義を守らない中国外交が対比させてゆく(渡辺幾治郎『日本近世外交史』千倉書房、一九三八年、一八二頁)。

外交における信頼は、時として、極めて厳しい彼我の緊張関係の下における信頼関係でもあった。大津事件の折、ロシア皇太子が別れの午餐に明治天皇をロシア軍艦に招待した。伊藤博文や黒田清隆らは、ロシアが天皇を拉致するかもしれないと深く憂慮した。明治天皇は、「露国は先進文明国なり、豈敢えて爾等の憂慮するが如き蛮行を為さんや」と露艦での午餐に臨んだ(宮内庁編『明治天皇紀』第七巻、吉川弘文館、一九七二年、八二九—八三〇頁)。天皇が示した勇氣と「文明」国に対する信頼である。

国の存亡に関わる重大な事態に直面したときに相手国を究極のところまで信頼して判断を行ったのは明治天皇だけではなかった。昭和天皇もポツダム宣言を受諾するに際してアメリカを信頼するとともに宣言受諾に反するを行い国際信義を失うことがないように自戒した（鈴木多聞『終戦』の政治史一九四三—一九四五』東京大学出版会、二〇一一年、一八二、一八四、二一七頁）。

(10) ハロルド・ニコルソン著、斉藤真・深谷満雄訳『外交』（東京大学出版会、一九六八年）四五、四七、一二七頁。

吉田茂に見るような商人的外交観を論じたものに以下のようなものがある。高坂正堯『宰相吉田茂』（中公叢書、一九六八年）一八頁。細谷雄一『外交』（有斐閣、二〇〇七年）二二、一九一頁。中西寛「吉田茂の戦後の安全保障についての考え方」財団法人吉田茂国際基金『歴史としての吉田時代』（中央公論新社、二〇〇九年）六二—六三頁。

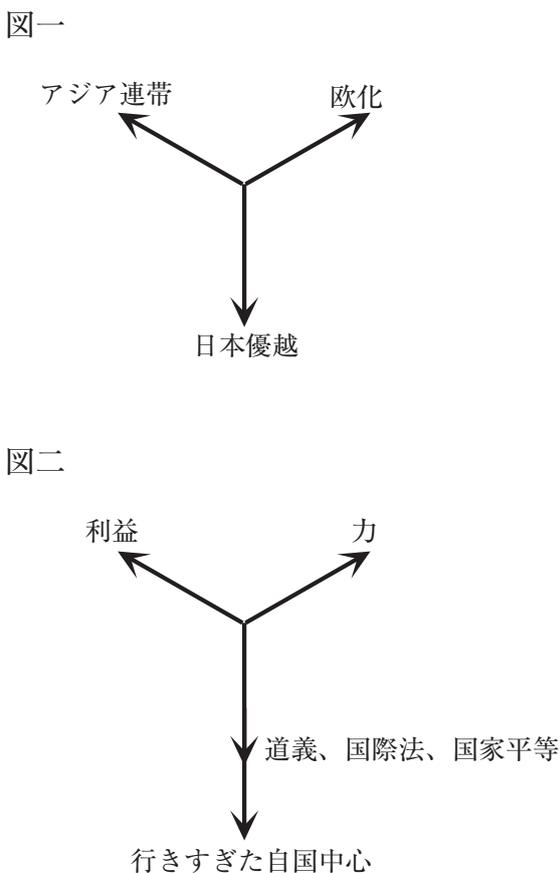
(11) 高坂正堯『国際政治』（中公新書、一九六六年）一六一—一七頁。

(12) 渡辺幾治郎『外交と外交家』（千倉書房、一九三九年）二八、三二—三三、八四—八五、八九頁。

(13) 三谷太一郎「日清戦争にいたる明治国家の外国借款政策と経済ナショナリズム」坂野潤治・三谷太一郎『日本近代史述講 歴史をつくるもの』上（中央公論新社、二〇〇六年）二二七—二二九頁。

幕府役人との接触を通じて形成された駐日外交使節の日本人観は、率直でなく、表裏があり、約束を守らず、平気で嘘をつく信用できない人間像であった（アラン・コナイユ著、矢田部厚彦編訳『幕末フランス外交官』ミネルヴァ書房、二〇〇八年、三四四頁）。また、欧米人の目に映った明治初期の一般の日本商人は、約束を守らずしばしば品質や目方を偽る商業道徳の低い人々であった（踊 共二「スイス絹商人ハンス・シュペリの見た明治の日本」森田安一編『日本とスイスの交流』山川出版社、二〇〇五年、二二八頁）。

(14) 外交における力、利益、価値（徳）の関係について、小稿では、古田博司『東アジア・イデオロギーを超えて』（新書館、



二〇〇三年、九四―九五頁）が示す日本外交の分析視角【図一】を参考にして、これを【図二】のように改変してみる。

【図二】で想定できるのは、利益、力、道義の三軸中の一軸に依拠する外交、三軸の内二軸を結んで得られる三角形が示す外交、三軸を結んで形成される三角形が示す外交の七類型となる。各々の軸の長さ（外交上の力点のかかり方）によって三角形は、三軸の正三角形を含めて多様な姿を示すことになる。

例えば、福沢諭吉の「唐人往来」は、国と国との関係には、利益・力・道義といった三つの側面があるとし、清の行き過ぎた自国中心・うぬぼれに基づく力の行使がアヘン戦争につながったとし、力の行使は「世界普通の道理」と結びついたものであるべきとする立場を示している（慶應義塾編『福沢諭吉全集』岩波書店、一九五八―一九七一年、第一巻、一四―二二頁）。また、利益にかかる貿易も、元来は、天地間の有無を互いに通ずる最も公明な仕事と位置づけている（例えば、『文明論の概略』同第四巻、一九〇頁）。福沢の道理と結びついた力の行使と利益追求にかかる議論は、道義・利益・力の三軸を結んで得られる三角形で表現できる。また、一国独立（国家平等）を目的と定め、学問・兵力・経済財政力・ナショナリズム・規範などを手段として状況に応じて組み合わせる福沢の主張（西村稔『福澤諭吉―国家理性と文明の道徳』名古屋大学出版会、二〇〇六年、第二章）は、この図の利益・力・道義三軸の組み合わせにしたがって得られる

三角形として表現されうる。福澤のみならず幕末明治期の人々にとって力と利益と道義は外交を理解する上で不可欠の構成要素であったと考えられる。

第一章 日本外交の理と情

1 国際法、信義、情

日本外交の原体験としての「開国」は、西洋の圧力にひたすら怯えた末の不本意な開国ではなく、むしろ、儒学の普遍的規範に立脚した上で主体的に西洋の要求に向き合った結果という側面を有していた。「道」を鎖国によって弁える外国を徒に排撃し続けることは仁・義・礼に照らして不当であり同じ人類として許されないことであり、排撃を敢えてすれば日本が「無道」の国という汚名を負ってしまう。幕末日本はこのような「道理」において和親条約を正当化し、更に「有無相通するは天地の道也（井伊直弼）」として通商も正当化した。¹ 条約の実施あるいは攘夷による外国人殺傷事件を始めとする各種の紛争が生ずる中、開国派が最も重視したのが国交上の「信義」であったようである。種々の口実を設けて時間稼ぎを行ったり問題のすり替えを行って徒に問題解決を遅らせたり、あるいは詐術を以て事を瀰縫したりするのではなく、誠実に紛争解決を図ることである。日本が道理に反する行為を反省せず「理非をわきまえぬ蛮国」視される事態を招いたり、約束を反故にして「不信不義」国としての「恥辱」に

まみれ「国の体面」を失ってしまうことが最大の国辱であるとする態度がそこにあった。⁽²⁾ こうした国交上の信義は、やがて、日本の安全保障策と結びつくことによって更に重みを増す。開市開港延期交渉のために派遣された遣欧使節は、日本の安全が勢力均衡（「各国相争い候釣り合い上、一己の利益をむさぼり候場合に至らず」）に負うところがあるとし、そのためにも世界の独立諸国と和親条約を結ぶ必要を指摘した。そして、「条約の明文、確乎御履行」を求め「誠意を主」として交渉し、「御信義相立ちかね候ことども」を控え、「破約の曲名」を負わぬようにし、「御条約の御違背」による「御失信」、「不信不義の誚」を受けないようにすることを主張した。⁽³⁾ また、兵庫開港の必要性を訴える徳川慶喜の奏上文は、「条約は各国交際の基本にして、是れなければ遂に強は弱を凌ぎ、弱は強に制せらる、条約の守否は国の存亡に関すれば、一旦取結べる条約は必ず履行せざるべからざるものとす」と強調する。⁽⁴⁾

国交上の信義が条約の遵守によって成り立つことは、下関戦争にあつて急遽留学先のイギリスから帰国し後年明治政府の指導者となる井上馨や伊藤博文が痛感したところであった。英仏米蘭の四カ国公使は、長州藩の攘夷実行・締盟国への砲撃を以て「万国の公法に違背せるものなり、凡そ何れの国と雖も、文明諸国が認めて重視する所の此公法を遵奉せざるに於ては、国際的關係上遂に度外視せらるゝに至るべく、即ち万国は之を公敵として処分すべし」⁽⁵⁾と論じて、国際法が締盟当事国を拘束するものであり条約に反する違法行為は相応の報いが避けられない事を知らしめんとした。こうした中、井上は長州藩に「信義」を以て対処することを求めた。四国艦隊の武力報復に遭つて長州藩は「一時の権謀」、「詐道」を以て講和を行うという対応策を示したが、井上は不誠実な態度を厳しく批判して藩の方針を転換させる。井上は言う、「外国人は無智の獣類にあらず、信義を重んずるの人類なれば、一旦和約を結びながら、故なくして再び戦を挑むが如き不信不義の行為は、決して許さざるなり。必らず之を懲罰するの挙

に出でん」と。⁶⁾ 国際法に対する違法行為は懲罰を以て報われざるを得ず、井上の観点に立てば日本の独立を維持するには「信義」を以て国交を重んじ開国主義のもとに文明化を囂らなければならなかった。また、そのためには通商は不可欠であった。四か国の公使等は通商の意義を「種々の敵愾心及猜忌心は消滅するに至るべければなり。自由交通は此等の敵意及疑心を排除」するものと位置づけていた。⁷⁾ 人・物・カネ・情報の交流によって偏見が縮小し、相互利益の上に相互理解が進んでゆくという考え方を示したものであり、井上はそうした考え方を受け容れたと言えよう。

国と国との交際はどうかあるべきか。理だけでは割り切れないものも残る。井上は、長州藩の国際法違反行為に列国が国際法に則って行動していることを承認しながらも、列国に対して即時の武力報復に訴えるのではなく紛争の平和的解決を追求するよう相手側の人情に求めた。イギリス駐日代表オールコック (Rutherford Alcock) に対して井上と伊藤は以下のように説得を試みる。「小児の時は知識幼稚なれども、生長するに従ひ、漸く世間の道理と事実とを知るを得るが如し、今長州人が貴国及其他の船艦に対して、無謀の砲撃を為したるは、恰も小児が大人に向つて石を投じたと相似たり、故に大人たる貴国に於ても、敢て仇敵視するの必要はなかるべし、今四ヶ国連合して、長州一藩を征伐するは、大人四人が幼稚なる小児一人を打撃するに齊しからずや、無智の小児を打撃して、徒らに其の怨を買ふが如きは、貴国及他三国の為に取らざる所なり」、「無智なる幼稚者に向つては、循々として道理の在る所を開説するは、大人たるもの、普通の義務にあらずや」と。⁸⁾

井上は、儒学による自尊自大と他国軽侮の風潮と長期の鎖国による海外事情への無知が攘夷を生み出したとして、文明国と自称する諸国は日本のこのような事情を考慮した上で対応することを求めた。国際社会の道理と事実を理解していない日本に「道理」を諄々と説き「是非開国の方針を執り、欧米各国と交通して、其の文化の実を輸入す

るにあらざれば、何を以て我が邦将来の独立を維持するを得んや」と厳しい現実を納得させる手法を採ることが文
明国としてのあるべき態度であるというのである。また、岩倉具視も、排外主義勢力を始めとする諸困難に取り囲
まれている明治維新政府の立場を説明する中で、圧倒的な実力差を誇る力士の如く強い西洋先進諸国は六歳の子ど
もの如き日本に徒に威嚇を加えて日本側の敵意を煽るのではなく、忠告と説得を以て日本に接するべきであり、そ
れが唯一の正しい道であると訴えるところがあった。⁽¹⁰⁾

国際法と勢力均衡が国家独立に重要な役割を果たすこと、そして、条約を履行することが国際信義を守ること
であり、外国に対する信義を失うことは国の威信を失墜させるものという感覚を明治維新政府は有し、⁽¹¹⁾ 国際信義を保
持するには、約束を守ることに加え、国家間の礼儀・情誼（友誼）とか交渉者が誠実さや率直さを以て相互の信賴
を生み出しより親密な関係を築き共感を抱くような関係も重要な役割を果たすことを理解した。⁽¹²⁾

2 知識と経験の共有と共感

①日本の対朝鮮交渉姿勢と歴史の教訓

日本は、日朝条約で朝鮮を独立国と規定し伝統的清―朝宗属関係を切断して朝鮮侵略を容易にしようとしたとい
う議論がある。それが、日本政府の方針であったならば、当局者が朝鮮と西洋諸国との条約締結を希望してい
たと矛盾すると言わなければならない。日本は、朝鮮に対してどのような交渉姿勢をとっていたのであろうか。

一八七八年秋から朝鮮は釜山地方で輸出入品に一方的に課税を行い、貿易は途絶状態に陥った。⁽¹³⁾ 『東京日日新聞』

（以下『日日』と略記）は課税問題に対する日本国内の議論を次のように批評する。まず、朝鮮の重課税は対日通

商を事実上禁止することによって西洋諸国の通商要求を牽制すること、そして対日貿易によって衰退した清—朝陸路貿易を回復させることを意図したものであり、国内産業の保護育成に向けた保護税的性格のものではないと指摘する。他方、不平等条約に苦しむ日本が朝鮮に対して不平等条約を押しつけ「利を問ふて義を問はざれば徳義上に愧る」ことにもなりかねない。しかし、朝鮮が西洋諸国に対して開国し独立を維持することが日本のみならず東アジア国際政治上の利益であるとする立場に『日日』は立っていた。この観点に立てば、朝鮮が従来の自給自足体制に回帰することは朝鮮独立の実質化を水泡に帰せしめるのみならず東アジア国際政治秩序の安定化の道筋をも途絶させてしまうことを意味する。かくして『日日』は朝鮮の条約に違反する一方的重課税を認めるべきではないとする立場こそが「朝鮮の為に其利を謀る者にして之を名けて仁之道」であると主張する。¹⁴朝鮮の条約違反を承認しないことが日本と朝鮮にとって「利」であり、朝鮮独立・東アジア地域の安定化という「義」を両立させることを意味するといっているのである。

朝鮮の違法課税に対して日本政府は花房義質代理公使を派遣して本件を交渉させる。『日日』は花房派遣を解説するに、朝鮮の一方的重課税を撤廃させる方法は「威力」を通じてではなく「忍耐寛裕」を以て「漸次に彼を化域に誘導」し相互に利益ある関税を設定することで実現すべきであると論じた。何故ならば、日本の朝鮮政策は通商的利害関係を主とするわけではなく、地理的關係上、第三国による朝鮮併合を防ぎ朝鮮独立によって東アジアの勢力均衡を形成するという政治的観点で動いているからであった。また、朝鮮内では、文禄の役以降野蛮な略奪者として固定化されて久しい日本像が存在し、この反日感情に加えて、外交や貿易に対する嫌悪感が加わることで今次のような問題が生じたと捉えることができたからである。このあたりの事情は、日本の安政・文久の「昨日」を思い出せば、日本人にとっても朝鮮の通商に対する嫌悪感を容易に理解することができた。しかし、課税問題への対

処は日本の朝鮮政策の根幹に関わる側面を帯びていた。政府間交渉を通じて適切な関税率を設定し朝鮮に相応の関税収入を与えて貿易の利益を理解させることは、朝鮮が西洋諸国と通商関係を結ぶ地ならし効果の期待できるからである。日本・露・清いずれの近隣諸国も朝鮮を領有することなく、「朝鮮は始終朝鮮人が自から独立して支配せしめ各国の権衡を保」ち、更に、朝鮮が西洋諸国に対して開国し条約を締結すれば、日本の朝鮮政策の目的である東アジア国際政治秩序の安定化が達成できるようになる。従って、朝鮮と唯一の外交関係を有する日本としては、日本が領土的野心を抱いているといった朝鮮の猜疑心を解消させるために、好意を示し、外交や貿易の利益を説き、鎖国攘夷の気運を減少させる事が重要な意味を持つことになる。¹⁵⁾ 朝鮮の違法課税を放置することなく、政府間交渉を通じて適切に処理しようとする日本政府の方針は、『日日』を通じて国内での興奮を鎮め、朝鮮開国をめぐる国際協調策における日本の役割を示したものとして理解できる。¹⁶⁾

朝鮮と西洋諸国との条約締結によって朝鮮独立の国際的認定を進展させ東アジアの安定化を図るという日本の基本方針から朝鮮に対する交渉姿勢が導き出されていた。ここでは、国際法を基礎としつつも、朝鮮国内事情を理解し、日朝間の歴史的関係を考慮して、寛容と忍耐に基づく漸進的アプローチが主張されることになった。これは、西洋諸国に対する開国に際して自ら攘夷を実行した日本が経験から学んだ貴重な成果でもあった。以上のような配慮と経験に基づく日本側の対応策は、ルール違反に対する即時の懲罰的強硬策の発動を封じ、逆に国家間の情誼を優先させることになった。こうした観点から『日日』は、釜山居留日本商人の朝鮮に対する傲慢な態度を厳しく批判する記事を掲載することになる。そこで引証基準として持ち出されたのが歴史であった。例えば、日朝二国間の親睦は新時代の新たな要請であると説く論説記事は、過去の日本の朝鮮に対する行為は「強迫威圧至らざる所なく」何事かあれば武力を以てし無辜の人民を殺戮し掠奪を恣にしたこともあり、歴史的経緯から朝鮮は「虎狼の如く我

（日本）を嫌忌し「蛇蝎」の如く見なしていると述べる。そして、江華島事件はそうした悪い事例を新たに積み重ねたもので、更に同様のことを日本側が繰り返せば「国家の大計」を誤りかねないと強く警告した¹⁷。また、釜山課税問題で政府間交渉を待たず釜山居留日本商人が朝鮮官吏と直接交渉を行い闘争事件を起こしたことについて、それは「強訴強請」「軽拳暴動」であり法の容れる所ではなく「本国政府の面目を汚す」ものと強い調子で非難を浴びせた論説も掲載された。この論者は、日本の執るべき態度は、「友愛親密の情誼を其交際上に尽して韓民の信懐を篤くし以て朝鮮を開進の針路に誘導せざるべからず。是れ所謂の徳義上の義務にして亦た自から我邦の実益を将来に保全するの得策と云ふべきなり¹⁸」と論じた。

② 朝鮮小中華意識への対処法

新時代の協調的日朝関係を創り上げてゆこうとする穏健なアプローチは、日本の朝鮮に対する歴史を教訓に主張された。これに対し、強硬なアプローチは、朝鮮の歴史を一定程度内在的に理解した上で、日本社会と朝鮮のそれとの違いを重視した。朝鮮官吏の貿易妨害によって貿易拡大の見込みはないと述べる釜山港管理官山之城祐長は、朝鮮官吏は古来より日本を「忌嫌賤視するの情ありて今尚ほ然る」が故に朝鮮官吏をして条約を「信守遵奉」させることも困難であると論じ、その原因は朝鮮の小中華意識に起因すると論じた¹⁹。山之城の見るところ「専ら支那の傲慢自尊なるに倣らひ且清主却て北狄種を以て立ちたれば今は早や宇宙間只だ独り聖教聖傳の宗匠と自負し―我れ（日本）に向ては猶支那を恃むの気味を顕はす―四方を夷狄視するの情及び其内腹の微弱なるを見透かされん事を恐れ力めて人民をして他邦人を忌避せしむる」事が問題の根底にあるとする²⁰。そして、豊臣秀吉の朝鮮出兵に見るような歴史は、朝鮮の対日忌嫌心を若干強めた程度のもので副次的要因にしか過ぎないと主張する。また山之城は、

朝鮮政府が「人民を虐たぐる実に至り極て人民塗炭の苦み真に見聞するに不忍の慘状あり」として以下のように朝鮮の実情を綴る。即ち、地方官は各道監使・府使から小吏に至るまで「専ら土民の膏血を絞る」ことに汲々とし、「種々に言ひ寄せ罪なき者を入牢せしめ謝宥錢を出させ」たり、高利で官米を強制的に農民に貸し付ける等の数限りない収斂私貪の手段を駆使し、その結果「人民は間々蓄財の者あるも皆其床下土中等に隠蔽し真に赤貧の体をなし其禍害を避」けざるをえない状態となっている。また、軍幹部にしても買官制が原因となって役職を得るための蓄財に忙しく「武備に心掛るの暇もなきもの」のようであり、科挙は「皆錢力」に影響されるのみならず科挙を志す者の志は「行く々々随意に土民を絞る」ことに向けられている。加えて中央政府は飢饉によって餓死者が出たにも拘わらず日本側が勧めた米穀の輸入も行わず「只天命也と謂て救済をなさず」窮乏する人々を放置する一方でも多くの新規課税を行っている。文化的には、朝鮮のかな文字は存在しても卑しいものとされ下層民は勉学の機会を奪われ無知な状態に放置されている。加えて官による収奪によって、人々は自主性の芽を摘み取られて無氣力に陥っており、こうした朝鮮の現状に対する不満は官吏を除く広範な人々に抱かれている。

このように朝鮮の現状を論じた上で、山之城は朝鮮は「万事の我と相背馳」し唇齒の国とは言えないとして従来 of 穩健なアプローチを批判する。山之城によれば朝鮮に対するこれまでの日本の姿勢は「我れは尚穩当を秉て条理を以て之を責め其醒覺を待て誘導」しようとするものであった。しかし、日本の期待とは逆に朝鮮は前述のように退行し、条約締結以前の日朝交渉は六ヶ年を費やしても成果が得られず、条約締結後の段階でも朝鮮側は条約を履行せずいくら交渉しても埒があかなかつた。こう論じて、山之城は朝鮮を誘導することは不可能であると断じ、政府の穩健なアプローチの非有効性を強調し、「挈肘鞭撻以て明に趣かしめんの一路あるのみ。望らくは我が政府如此の醜塊物を隣邦に置くべからざるの義を秉られて断然一破^つ解あらん事を」と強硬策の採用を主張する。山之城は、

従来の政府の穩健手法は朝鮮側の排外主義を増長させただけで却って「事を好むに属」する結果を招いたとして、武力行使も含め一貫した強硬姿勢を貫き「微弱なる草昧国を処する剋迫(マ)と云ふの世評」を気にせず朝鮮に条約不履行の余地を与えぬようにする事で初めて「漸々闡化」が可能になると論じた。

出先での強硬手法採用論は外務官員のみならず出先海軍軍人も共有した。一八七九年四月、釜山港に停泊していた軍艦鳳翔乗組員が東萊府を遊歩中に数千名の群衆から通行を妨害され投石を受け負傷者を出すという事件が生じた。これをうけて鳳翔艦長山崎景則海軍少佐は釜山港管理官山之城と同行して士官・水兵四〇名を連れて東萊府へ交渉に赴いたところ、そこでも投石を受けたり槍を以て威嚇されたり一行を閉じ込めようとする敵対行動に遭遇した。山崎少佐はこうした事態に「朝鮮国之交際は逆も尋常之道を以ては不相行、一殊野蛮交際とも可称者を以てせずんばあるべからざるか（中略）到底兵威を以て嚴敷压制し置然して之を誘導不致候而は幾百年を終るとも開明に不至歟」との意見を海軍上層部に伝えた。⁽²²⁾

山之城は、朝鮮小中華意識の対日蔑視観が基盤となつて不法課税も派生させていると捉え、問題解決のためには根底にある朝鮮小中華意識を粉碎しなければならず、そのためには強硬な交渉態度が必要であると確信した。この確信があだになつて山之城は、山崎少佐と共に投石事件の謝罪を求めに東萊府で交渉するなかで、東萊府伯に暴行を働くに至つた。⁽²³⁾ 山之城の暴行一件が伝わるや『日日』は山之城の行為を厳しく咎めた。『日日』は、日本に「利ある東洋政略」は「朝鮮をして魯国の有たらしめず清国の有たらしめず又我国の有ともなさず之を三国の間に介立せしめ陰に日本の為には魯国の衝に当るの藩屏たらしめん事を冀望せざる可からず」と述べ、日朝条約第一条で朝鮮を独立国と認定したのは「朝鮮を誘掖して開明に進ましめ外邦に通行せしめ権衡に依りて独立の建国たるの道を得せしめ」るためであると日本の朝鮮政策の基本方針を改めて確認する。次いで、それにも拘わらず「韓人を懐柔

し信依せしむるを第二義とし稍々我權威と勢力とを以て彼を恐怖し彼を畏服するを第一義とするが如きの状勢ある者は抑も何ぞや」と山之城の行為を厳しく批判した。日朝条約を履行する過程では、朝鮮の人心にも配慮する必要もあれば守旧派の反対論や排外主義勢力の存在も当然考慮する必要がある、それなりに朝鮮の実情に通じている山之城であるならば朝鮮の国情に見合った柔軟な交渉手法を執るべきである。日本人が幕末に西洋諸国に対して味わつた屈辱感が未だ癒えぬように、日本が朝鮮に対して威力を逞しくしても何の利益も得られない。『日日』はこのように論じて強硬な交渉手法そのものが好ましい結果をもたらさないことに注意を喚起し、本件を契機とした日本国内での強硬論の拡大を牽制した。²⁴

『日日』の主張は、政府による山之城更迭となって裏打ちされた。日本と朝鮮小中華意識の正面衝突は何ら生産的なものを生み出さない。日本政府は朝鮮に対しては国際法に基づきつつ、朝鮮国内事情を勘案し、条理を以て漸進的に開化を誘導してゆくことを改めて表明した。

③ 朝鮮の知識欲と日本の共感

一八七九年夏、花房代理公使は、元礼曹判書にして訓練大将の地位にあった趙寧夏に宛て、釜山停泊中の鳳翔艦を見学するよう懇懇した。朝鮮国内の衛正斥邪派を憚ってか趙自身は来艦しなかったが、代理として水軍節制使趙翼顕・中枢府事金鐘元他兵士職工等一〇余名が見学に来て来た。彼らは旺盛な好奇心を發揮した。軍艦の旋回砲塔を始め軍医が使用する器具に至るまで間近で見えて触れて大いに感心し、蒸気機関の実物を見て改めて理解を深めたようであった。そして、軍艦搭載の蒸気船を見てはひたすら入手したいとの希望を示し、どれくらいの価格で購入可能なのかを熱心に尋ねた。また、小銃に関する関心も高くマーチン銃を見て喜び、小銃の分解と組立を実演し

たところ、随行の職工はすぐさま分解された小銃を組み立てて見せた程であった。更に、一行が持参した火薬は、水軍内で化学を研究する者が試作したものであり大規模に生産されていたわけではなかったが、比較的良好な品質であった。一行は午前九時から見学を初めて「日没に至るも帰るを忘れ」て軍艦の隅々までに関心を示した²⁵。一行の中には金綺秀の随員として来日した金鏞元（龍驤衛後部将）も参加しており、金鏞元は一行の中で最も機械や化学等に関心を寄せ研究しているようであった。

このように朝鮮側が近代の軍備に強い関心を示したことは、花房にとって穏健なアプローチを採用する根拠になったと思われる。それは花房自身を含めた幕末日本の体験に由来する。旺盛な知的好奇心をもって、諸外国の文明に学び、それを自己のものにし、更に、知識と経験を分かち合おうとする開放的な態度は、幕末以来の遣外使節にも見る所であった²⁶。朝鮮側が示した好奇心は二〇年前の日本人の姿でもあり、日本人はこの情景に、過去の自己の姿を重ね合わせ、朝鮮に共感するところがあつたのだろう。花房は幕末攘夷論が盛んであつた頃に最も重要視された学術は「蘭学と砲術」であつたと回顧している。海岸砲台構築に関与するなかで、統一性を欠いた各藩ごとの個別作業が有効な防禦施設構築の妨げになったことや、全国的に統一した運用術がなければ新しい西洋式軍隊も威力を十分発揮できないことも体験した。こうしてより効果的な軍事防禦体制構築を試みる過程で兵制統一の必要性とそれを可能とする政治改革の必要性も理解するに至つた。また、大砲を担当することは、その運用技術にせよ砲台設計にせよ、より高度な知識と技術を必要とした。このため、藩を超えた人的交流を盛んに行い、その結果より広い視野の下で軍事以外の領域にも関心と知識を深めてゆくことになつたといふ²⁷。

朝鮮に於いても大院君政権期には、外国の軍事的脅威を認識し大規模な軍拡政策を展開していた。そこでは、公式には衛正斥邪思想を採用しつつも、西洋の武器を日本から密輸入し、朝鮮での武器製造を企てたり、蒸気船も試

作した。實用主義的合理主義に立つこうした軍拡政策は、同時にその財源確保のために両班から税を徴収するなど国内社会の改革と連動していた。大院君政権から高宗親政期（癸酉政権一八七四―一八八二年）になるとこうした軍事改革と社会改革をセットにした政策追求は弱まってゆく。しかし、優れた教師に率いられた秀でた武器を装備し、能く訓練された正規軍を育成する、このための財政的基盤を確立し、軍備強化・西洋化の手段として開国を位置づける、という発想はこの時まで残っていた。⁽²⁸⁾

鳳翔艦を見学した朝鮮側一行が示した旺盛な好奇心が朝鮮近代化の一つの契機たり得るかもしれない。花房が自らの体験に照らしてそう期待したとしてもおかしくはないだろう。任地にあつて骨の折れる困難な交渉を積み重ねながら花房は、朝鮮が日本に対して「親睦を欲せざるに非ざるは自から明白」であると態度を変化させる可能性に期待を寄せた。朝鮮が元山開港の決定を下した理由は、日本との武力衝突を恐れただけでなく、「以て信を我に表せん」とするの意向の表れと受け止めることができたからであった。朝鮮が「信」を示すのであれば、日本も「我好意を表するの挙ありて以て彼の歡心を結」ぶ事が望ましい。花房報告からは、信義あるいは好意を相互に示しあい、これを積み重ねてゆくことで、国交を実りあるものにしてゆこうとする姿勢が見て取れる。花房は日本の好意として新式の大砲と小銃か小型軍艦を寄贈することを位置づけた。何故ならば、仁川湾砲台増築や日本商人を通じた武器輸入を計画するなど朝鮮が軍事に関心を注いでいたからである。また、江華島交渉時に特命全権弁理大臣黒田清隆が寄贈したガトリング砲に強い関心を有し更に数門を欲しているらしいことや、蒸気船を切望していること等がその理由であった。⁽²⁹⁾

花房建義はすぐに容れられ、日本政府は小銃と砲艦の贈与を決定した。この決定の意図は以下のように説明された。

今度我政府より船艦銃器を朝鮮政府に贈るの意は専ら武備の等閑に付す可からざるを告げて彼政府の注意を促し共に與に改進の道に趨かんと欲するに在り。故に我政府好意不容易を示して彼国改進論者の心を攪り且苟も戦を言へば船艦銃器如此精良ならざるべからざるを示して主戦論者の頑陋を破る亦至要の事とす。須く此意を體し此度の贈物を以て朝鮮軍政変革の始たらしむるを謀るべし。³⁰

この時、露清紛争が激化し、日本の安全保障上の理由からか、砲艦の贈与は遅れる。それでも一〇種類以上の小銃各五挺都合五〇挺に合わせて千発の銃弾が贈られることになった。歩兵・騎兵・砲兵用の一〇種類にもわたる小銃をわざわざ選んだのは、小銃の性能発展の沿革を示し新銃を有する一人の兵の戦闘力が旧銃を有する兵士一〇人のそれに匹敵するようになったことを知らしめ、更には武器の進歩によって世界の軍事的環境が一変したことを伝えるためであった。こうして新式の武器を朝鮮側が実際に見て触れてその威力を実感することで朝鮮政府が軍事改革に乗り出すことを誘引しようとした。³¹そこには、日本がかつて欧米から学んだ知識と経験を今度は朝鮮に伝え、知識と経験を共有しようとする態度があった。

(1) 渡辺浩「思想問題としての『開国』」朴忠錫・渡辺浩編『国家理念と対外認識』（慶應義塾大学出版会、二〇〇一年）三二二頁。

(2) 田辺太一著、坂田精一訳『幕末外交談』（平凡社、一九六六年）第一卷一五七―八頁、第二卷四三―四、五〇―一頁。

日本政府が条約の忠実な履行を目指すことになったのは一八五八年以降のこととされる（三谷博「一九世紀東アジアにおける外交規範の変化」明治維新学会編『講座 明治維新1 世界史のなかの明治維新』、有志舎、二〇一〇年、二三―二頁。また、奈良勝司「徳川政権と万国対峙」明治維新史学会編『講座 明治維新2 幕末政治と社会変動』有志舎、二〇一一

年、一六九頁)。合意は拘束するものであり、条約の基本的前提は約束を守ることであり、その約束を履行できないならば名誉を失うことになるという考えに日本側も同意を示していた事例として、矢田部編訳前掲『幕末のフランス外交官』二二八―二二九頁。

政府法律顧問ボアソナード (Gustave E. Boissonade) は、日本は「条約を尊重し誠実にこれを遵守している。約束に対する誠実さは日本国民の生来の徳の一つである」と明治の一五年間における変化を確認している(村上一博「ボアソナードの条約改正観と希臘人煙草税則違反事件」『同志社法学』二〇九号、一九八九年、九四―九五頁)。

このような感覚は今日でも受け継がれ、「日本は、約束したことを世界でもっとも確実に実行していく国」という内外の評価があるという(田原総一郎、岡本行夫『〈外交〉とは何か、〈国益〉とは何か』朝日文庫、二〇〇五年、二二五頁。藪中三十二『国家の命運』新潮新書、二〇一〇年、六五頁)。

(3) 田辺同右、第二卷一二六―三一頁。

(4) 渋沢栄一『徳川慶喜公伝』(平凡社、一九六七年)第三卷、三三七頁。また、田辺同右、第二卷二七九―八〇頁。パークスは、徳川慶喜の条約は遵守しなければならないとする上奏文をもって「外交関係において誠実を貫き通す決心」を示すものとしている(『遠い崖』第五卷、一三三頁)。

(5) 中原邦平『井上伯伝』(マツノ書店、復刻、一九九四年)上、三〇六頁。

(6) 同右、四八二頁。井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第一卷(原書房、復刻、一九六八年)一五一頁。

(7) 中原『井上伯伝』三一五―六頁。

(8) 同右、二九八―九、三〇二頁。

イギリス国内でも、イギリスはより弱い立場にある国や非文明国に対しては西洋の大国に対してよりもっと忍耐強く

寛容な態度で交渉してゆくべきであり、日本人を野蛮人と見なして脅迫手段を使用することを非難する意見があった（皆村武一『ザ・タイムズ』にみる幕末維新』中公新書、一九九八年、六二―六三頁）。

(9) 中原『井上伯伝』三〇六頁。

(10) 岡義武『黎明期の明治日本』（未来社、一九六四年）九二頁。同「戊辰戦争終結後における攘夷の風潮」『岡義武著作集』（岩波書店、一九九二―一九九三年）第六卷、七五―七六頁。萩原『遠い崖』第八卷、二四八頁。

(11) 岡義武「維新直後における尊皇攘夷運動の余炎」『岡義武著作集』第六卷、一五、二五―二六、二八―二九、三一、三四頁。また、伊藤博文の「国是綱目」は、外国との交際では「信義」を重んじること（第六条）、「天地自然の理に随ひ、博く世界万国と交信し、信を他邦に失す可らず」とする（春畝公追頌会『伊藤博文伝』上巻、同会、一九四〇年、四二―三頁）。

(12) 萩原『遠い崖』第四卷、三二三、三二二、三九五―三九六、四〇四頁。

(13) 本問題の経過は、田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上巻（文化資料調査会、一九六三年）六五五頁以下。

(14) 「朝鮮国の禁止税」『日日』一八七八年一〇月二八日。

『日日』新聞は、一八七五・六年から一八八四・五年までの一〇年間は、「世の中の如何なる事でも、一事一物皆日日新聞の福地君の論説によって左右されぬものはないと云ふ程に勢力がありました」と矢野龍溪が評しているように（小山文雄『明治の異才 福地桜痴』中公新書、一九八四年、六頁）、『日日』の議論は当該期の言論界における一つの柱であった。そして、『日日』の議論は、一般的には政府の方針を示すかあるいはそれに近いものとして受け止められていた。福地は伊藤博文、木戸孝允、井上馨、山県有朋らと交友を持ち「政府の方針にして余が同意する問題は自ら進んで之を賛助せんと欲し」、「外には御用新聞と認められて」いたが、内実は「余が独立の意見を以て時事を論じたる（に）過ぎざ」るもので

あったという。しかし、世間は恰も「廟堂の意見を代表せるもの、如くに誤認」した（福地源一郎『懷往事談 附新聞紙 実歴』（日本史籍協会編『懷往事談・幕末政治家』東京大学出版会、一九七九年、二一五―二一六頁）。

(15) 「朝鮮処分」(一)(二)『日日』一八七八年一月二五、二六日。

(16) これよりも少し後（一八八一年）になるが、日朝間で関税交渉が行われる。ここに両国間の交渉手法の違いが明らかになってゆく。井上外務卿は「抑両国に関渉する条約を講定するに其性質たるや双方の協議より成立者にして独其一方の便誼而已を謀るべからず。他の一方の理由をも参酌し双方共に便益とする処に帰着し遂に一定の条規を織成す」ものであるから「交互退讓妥協」の必要性を説き、一切の妥協を排し朝鮮政府の主張の貫徹をはかろうとする朝鮮側の交渉姿勢を批判した（一八八一年二月一六日付李載 宛井上外務卿『日本外交文書』一四卷、三三四頁）。井上の考え方は、一八八七年の条約改正問題の時にも見ることが出来る。井上は「現行条約は縦令我に害があつても、彼我政府の全権委員が商弁締結したもので、その改正にも必ず適當の順序を踏まねばならぬ。その改正すると否とは彼我共に権利があつて、その拒否を以て直ちに不正不義となすことは出来ぬ」と論じている（前掲『世外井上公伝』第三卷、九〇四頁）。

(17) 海内果「朝鮮及び支那の貿易に従事する商估に白す」『日日』一八七八年一月二七日。

(18) 久保田貫一「朝鮮紛紜の結局」『日日』一八七九年一月一日。

(19) 一八七九年一月一日付山之城建白書『日本外交文書』一二卷一二五文書付属書、二二三―二二八頁。以下は特に注記しない限りこの山之城建白書に拠る。

(20) 朝鮮の小中華意識と対日観については、例えば、古田博司『朝鮮民族を読み解く』（ちくま新書、一九九五年）第六章。河宇鳳「一七・一八世紀韓国人の日本認識」小島康敬、M・W・ステイール編『鏡のなかの日本と韓国』（ぺりかん社、二〇〇〇年）。

(21) 朝鮮では、一八七三年の凶作に加え翌年も農作物の作柄が悪く、食糧不足のため中等以下の人々は生気がなく「生松の白皮を喰ふ」て飢えをしのいでいた。朝鮮の人間関係は、行き倒れが出て誰も気にとめず介抱することもなく、それが「上下貴賤とも皆此風俗にして患難相救う」というの意は毫も之ない状況であった（一八七四年九月一五日付三条太政大臣宛寺島宗則外務卿「公文録」2A-9-公1046、国立公文書館蔵）。朝鮮同様低信頼社会の中国については以下のよう
なことが記録されている。即ち、急病人が街中で倒れても誰一人助けようとしない。これは無情冷酷に映るが、死にかけた者を世話してしまえば、責任を負うことを意味し葬式の費用まで面倒を見なければならなくなる。更には、死者に友人なる者が出てきて、余計なことをしたから死なせてしまったのだと非難して善意の人間にハゲタカのようにたかり始める（クリスティー著、矢内原忠雄訳『奉天三十年』上巻、岩波新書、一九八二年、七〇―七一頁）。

右のような社会のありさまと、一八世紀半ば以降他人への人道的関心が強まる日本社会とは大きく違う部分がある（渡辺浩『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、一九九七年、一九七―一九八頁）。一八七六年から七八年にかけて一千万人を超える犠牲者を出した中国華北地方の大干魃（高橋孝助『飢餓と救済の社会史』青木書店、二〇〇六年、一四頁）が発生した。中国の大干魃に対して日本では、「禍災相救い凶歎相恤うものは人の至情なり」として日本国内で集められた募金をもとに炊き出しや食糧支援を行うための協力を呼びかけ（未分類外務省記録一三八、外務省外交史料館蔵）、支援を実施している（高橋同右、一六三―一六五頁）。朝鮮でも一八七八年は厳しい飢餓に襲われたが「救荒の政一も施す事無く外国から米を購入することを禁止した（参謀局「年報」明治一一―一二年、防衛省防衛研究所戦史研究センター図書館蔵）。

(22) 一八七九年四月一六日付伊東祐磨東海鎮守府司令官宛山崎景則海軍少佐「公文別録」一一七、件九。

(23) 事件の詳細は、一八七九年四月二五日付森有礼外務大輔宛山之城祐長、付属甲号、「公文別録」一一七、件九。

(24) 「朝鮮処分論」一〇四、『日日』一八七九年五月二七―五月三〇日。

- (25) 一八七九年八月二日付伊東祐磨東海鎮守府司令長官宛山崎景則海軍少佐（鳳翔艦長）「太政類典」2A—9—662、件八九、国立公文書館蔵。
- (26) 例えば、芳賀徹『大君の使節』（中公新書、一九六八年）五六—五七頁。ウルリヒ・ヴァッテンベルク（望田幸男訳）「ドイツ 二つの新興国の出会い」イアン・ニツシュ編、麻田貞雄他訳『欧米から見た岩倉使節団』（ミネルヴァ書房、二〇〇二年）一六二、一六八頁。
- (27) 黒瀬義門編『子爵花房君事略』（ゆまに書房、復刻、二〇〇二年）四、四〇—四一、四四頁。
- (28) 木村幹『朝鮮／韓国ナショナリズムと「小国」意識』（ミネルヴァ書房、二〇〇〇年）一二九—一四四頁。また、金榮作「朝鮮朝末期の西欧受容と伝播様相に関する実証研究」朴忠錫・渡辺浩編『日韓共同研究叢書16 「文明」「開化」「平和』（慶應義塾大学出版会、二〇〇六年）七二頁。
- (29) 一八八〇年一月花房建義『日本外交文書』一三卷、一五九文書付属書、四一八—四一九頁。朝鮮側の武器への関心は、黒田弁理大臣使鮮日記にも記される『日本外交文書』九卷、七三頁。
- (30) 一八八〇年（五月）花房公使宛井上馨外務卿訓令『日本外交文書』一三卷、一六一文書付属書一、四三二頁。
- (31) 一八八〇年一〇月二五日付三条太政大臣宛井上外務卿『日本外交文書』一三卷、一六三文書、四二八頁。一八八一年一月六日付花房宛井上『日本外交文書』一四卷、一三九文書、三二六—三二七頁。

第二章 対日不信と日本外交

1 対日不信の構図

① 清・英の対日不信

中央アジアをめぐる露清紛争時に日本がいわゆる琉球処分を行ったことは清の対日猜疑心を強め、日本の朝鮮侵略の予防措置としての朝鮮開国策を位置づけることになった。

直隸総督兼北洋通商大臣として清の朝鮮政策に大きな影響力を有した李鴻章は、駐清イギリス公使ウエード (Thomas F. Wade) に対し、日本は地方制の再編措置として琉球処分を行ったと称するが実のところロシアに使嗾され更なる侵略を朝鮮方面に意図しており、日本の対清開戦策を契機にロシアは改めて朝鮮で不凍港獲得に向けて動くだろうと語った。李は日本の琉球処分には決して屈従しないことを示し同時に日露共謀がイギリスにとって政治・軍事・通商上如何に不利益であるかを示し、その脅威にイギリスを始めとする列国が共同で対日圧力を加えることの重要性を訴えた。これに対し、ウエードは、清が抱く、日本の朝鮮侵略への危機感を利用して清に対して朝鮮開国に向けた働きかけを強めさせようとした。¹ 同時にウエードは、日本に対して厳しい目を向けていた。琉球処分に限らず台湾出兵といい日本は清に対し「欺凌」に近い挙動が多く、唇齒の關係の国柄としてあるまじきこ

とであり、日本の外交政策は「正大公明の処分少く兎角曲経邪路を行」くようなことが多いと日本の外交を非難するところがあった。⁽²⁾

琉球・イリ問題を抱え李鴻章並びに総理衙門王大臣らは日露提携と日本の対清攻撃説を信じた。清に対抗する目的で対日接近を主張する新聞の存在やロシア最高位の勲章を天皇に授与したことなどを以てイギリスはロシアの日本接近の証しと捉えた。⁽³⁾ 日本はイギリスに対して対露同盟対清開戦策は採用しないことを示していたが、ロシア人官員を手厚くもてなし親密な日露関係を演出し日露提携の心理的圧力を清に加えて交渉を有利に運ぼうとした手法⁽⁴⁾は清やイギリスの疑念を裏打ちしたであろう。ウエードは、防守同盟の観点に立ち、イギリス海軍将校の清海軍勤務について意見具申を行った。⁽⁵⁾ 駐日イギリス公使パークス (Harry S. Parkes) は、琉球問題をめぐって日本が清に攻撃を仕掛けることはなく日本が対露同盟に傾く様子も全くないとしながらも、露清戦争ともなればロシアが対日同盟を求めてくると予想し、日露提携を防ぐには露清戦争時にイギリス将校が清軍に従軍することを認め清のロシアへの反抗を支持することにあるという判断を下した。⁽⁶⁾

日露提携に対する英清同盟の対抗図式が東アジアに形成されるなか、李鴻章は朝鮮に対して開国を勧告する。即ち、イギリス・アメリカは通商上の利益を求めているのに反しロシアは領土侵略を事としており、日本は琉球併合に見られるように「詐力」を以て鯨呑や蚕食を事とする。これに対し、朝鮮は、毒を以て毒を制する、敵を以て敵を制する策を採用し欧米諸国と条約を結び日本並びにロシアの領土的野心を封じるべきである。⁽⁷⁾ 日本の朝鮮開国策は顧みられず、日露提携に対する英清同盟の対抗図式が東アジア政治空間に形成されるに伴い、日本は朝鮮領有化を抱く野心的国家と描き出されてゆく。

②朝鮮開国をめぐる米の対日猜疑

朝鮮独立の望ましさと利益について日本と駐日イギリス・清公使館との間では共通の理解が存在していたが、日朝条約に続くべき西洋諸国との条約締結の糸口は未だ見いだせなかった。日本は朝鮮に対して極めて限定的な影響力しか有していなかった。日本が単独で朝鮮に対して西洋諸国との条約締結に向けた見込みのない仲介工作を引き受けることは、朝鮮側の反発を招きまた西洋諸国の不満をかき立てかねない。朝鮮開国に向けた日本の限定的影響力は、アメリカの朝鮮交渉によって明らかになる。そして、それが米の対日不信に転化してゆく。

一八七九年、アメリカは海軍提督シューフェルト (Robert W. Shufeldt) を条約交渉のために朝鮮に派遣する。アメリカは朝鮮当局者宛書翰の伝達について日本に仲介を求めた。しかし、仁川開港と漢城への公使館設置をめぐる朝鮮では斥倭攘夷暴動が起こっていた。排外主義運動が高揚しているときに日本が朝鮮開国に向けて西洋諸国との交渉を仲介することは、朝鮮政府をして日本が外国勢力の支援をうけて外国貿易を強要するのではないかという疑念を生じさせ、攘夷派を刺激せずにはいられなかった。⁸⁾ 日本は朝鮮が西洋諸国に対して開国することを望んでいたが、上記の事情によって井上馨外務卿は現状では朝鮮当局者にシューフェルトを紹介する書翰を出すことはできないとし、釜山駐在の日本官吏に対してシューフェルトの任務をできる限り支援するよう訓令を発するに止めた。⁹⁾ 朝鮮国王高宗宛シューフェルト書翰の受領を拒否する朝鮮に対し、より積極的な仲介を日本に求めるアメリカと朝鮮に対する自己の限られた影響力をわきまえる日本との間で見解の齟齬をきたした。¹⁰⁾

朝鮮に対する日本の限定された影響力とその裏返しであった日本の非積極的対米支援姿勢は、往々にして日本が朝鮮貿易を独占するために朝鮮地方官吏と結託して欧米諸国と朝鮮の接触を妨げているという感触を与えることになった。¹¹⁾ この感触は、アメリカ・イギリス・イタリアのみならず清でも抱かれた。日本がロシアと結託し朝鮮を窺つ

ていると確信する李鴻章は、日本は朝鮮に開港場を設定させ表面上は西洋諸国に条約を勧めながらその陰では朝鮮に条約を拒否させようとしていると捉え、日露の陰謀を防ぐためにも欧米諸国と条約を締結すべきであると朝鮮に吹き込んだ¹²。また、貿易を嫌う朝鮮が国際社会に参入しやすいように、まず修好条約を締結しその後通商条約を締結するといった井上馨や伊藤博文の発想も日本の貿易独占意図の現れであると疑われた¹³。日本国内では、朝鮮が欧米諸国と通商条約を結べば、資本力に乏しい日本商人は朝鮮貿易から駆逐されるかもしれないという懸念が存在した。しかし、修好条約を先ず優先させる発想の背景には、朝鮮の内情と日本の限定的影響力を考慮した結果というべきであろう。儒教的世界では漂流民の救助等を通じて事実上の貿易や開国を正当化した経緯を有する¹⁴。井上や伊藤の発想は日本の経験から導き出されたものといえるし、また、それは、アメリカ国務長官フレリントンハイゼン (Frederick T. Frelinghuysen) の方針とも合致¹⁵していた。

しかし、日米間のすれ違いは、沖縄問題をめぐるアメリカ出先の動きが加わって、アメリカにおける好ましからざる日本外交像を形成してゆくことになる。シューフェルトは、日本の支援が不充分であったから自己の使命が失敗したのだと日本外交の不信義を強調した。また、アメリカ上海総領事・公使として長らく清国に勤務（一八六三—一八八〇年）したスワード (George F. Seward) は、アメリカの影響力拡大を狙って、清側に肩入れし過ぎるという印象を与える程、沖縄問題に関して清の主張に寄り添ったが、台湾出兵時の日本の不信義を言い立てて自己の行為を正当化した¹⁶。

シューフェルトの対日不信は、駐清アメリカ公使ヤング (John Russell Young) も含めたアメリカ出先に影響を与えた。アメリカ天津領事で代理公使も勤めたことがあるホルコム (Chester Holcombe) は、ロシアと日本の朝鮮侵略に対抗する手段として朝鮮をして欧米諸国と条約を結ばせるとする清の主張を逆手にとって、シューフェ

ルトの朝鮮条約交渉を李鴻章が支援しなければ日本に依頼すると仄めかし李から譲歩を引き出すことに成功したとウェードに自慢げに語った⁽¹⁷⁾。ホルコムは、日本が朝鮮への排他的影響力を確保するために西洋諸国と朝鮮との通商関係樹立を妨害していると誤解していた。このため、米朝条約交渉に関する情報を得るためにホルコムを四回訪問した田辺太一代理公使に対してホルコムは、日本の米朝交渉への破壊工作を防ぐために情報提供を行わなかったといささかこれまた自慢げに本国に報告した⁽¹⁸⁾。

アメリカ出先の対日不信は、アメリカ本国の対日観にも影響を与え、日本が米朝条約に反対しているといった事実とは正反対の日本外交像を創り出していた。このような歪んだ日本外交像は、日朝修好条規で朝鮮を独立国と規定した日本の意図が「清の属を放ち兵を加へて之を取ん」ためと誤認し、日本の侵略を防ぐには朝鮮に西洋諸国と条約を締結させるのが良いとする清の見方に合致するものであり、これがアメリカ政府内に一定程度浸透したのである⁽¹⁹⁾。

日本の朝鮮独立論は東アジア国際政治空間では理解されず、侵略者日本像が形成された。そして、欧米諸国の外交使節と清官員の発言や対日像が相互に影響し合って「侵略国日本」像の「正しさ」を裏打ちするものとして機能した。これに加えて、種々の思惑を以て李鴻章の周辺に群がる欧米人は李に対して対日開戦を扇動した。李の権威と権力が太平天国鎮圧等の功績によるものであった故に、対日開戦によって李の権力的位置が一層強化される事を期待して利益にあずかるうとする動きも悪意ある対日観を形成するのに一役買っていた⁽²⁰⁾。

③ 朝鮮排外派の対日不信と『日日』の主張

『日日』は一八八二年春の段階でも「朝鮮の交際を論ず」と題する社説で従来同様「若し之（朝鮮）をして清国

の有たらしむるも不可なり。我邦に於て之を取るも亦不可なり。況や露西亜をして之に抛らしむるが如きあらば東洋の大局に関する大事なれば最も不可なり」と朝鮮独立を主張し、朝鮮独立の実質化に向けてどのような政策を採るべきかを論じる。『日日』は衛正斥邪派をして条約違反は許されないうことを知らしめ「国威」を示すと同時に、日本は朝鮮に対して「決して禍心を包蔵する者に非ざる事を信ぜしむる」「信義」策を並行させるべきという原則論を展開する。しかし、日朝関係歴史上日本は十分「威」を用いてきており、「威」を示すだけでは朝鮮併呑の下心があると疑う衛正斥邪派を勢いづかせる結果となると『日日』は論じ、日本は「未だ大に彼（朝鮮）に示すに信を以てしたるものあらず」と注意を喚起する。これに加え、朝鮮人が信頼する清も日本の朝鮮に対する意図を疑っている。それでは朝鮮と清の対日疑念を解き日本の「信義」策を如何にして理解させればよいのか。『日日』の答えは朝鮮開国に向けた対清協調策がその答えであった。日本が朝鮮開国に先鞭を着けたと徒に誇るのではなく、「清廷と心を協せて同く朝鮮の為に力を致す所あらば攘斥党の心も自ら和らぎ亦以て我邦の信義を彼に示すの第一着となるや疑ひを容れざるなり」と『日日』は述べる。更に朝鮮開国を促進するために日本自身が行うべき事は日本の朝鮮での貿易と日本商人の行動を十分に取り締まることであると主張する。朝鮮に貿易の利を納得させることは未だ困難であり、僅かな額の貿易のために日朝関係を悪化させるべきではない、米穀等を強いて輸出せしめ貿易が朝鮮にとって不利であるという感触を植え付けることは日本の「信義」を表すこととは正反対のものである、と論じて新たな日朝貿易の規則設定の必要性を訴えた。²¹⁾

以上のような『日日』の主張は、東アジアでの対日猜疑を解く目的で展開されていたと言うことができる。朝鮮に対する穏健な対処論は、朝鮮内権力状況と幕末日本のそれとの相違に関する認識に基づいていた。『日日』社説「安辺の暴挙」が論じるところでは、幕末日本では幕府と一般国民は開国派で一部の武士のみが攘夷派であったに

過ぎず、多数派の意見を代表する幕府に一部の鎖攘派を圧迫するよう諸外国が強く要求する事によって一定の効果をもたらすことができた。これに対して、朝鮮では政府が開国派であっても一般国民が鎖攘派であり、朝鮮鎖攘派が引き起こした問題を処理するに際して日本が朝鮮政府に強く迫ることは、朝鮮政府を徒に窮地に追い込む結果となる。⁽²²⁾ 弱く少数派でしかない開国派政府に圧力を加えても得るところなく逆効果しか生まないという『日日』の主張に基づけば、開化派政府を日本が実力を以て支援しても多数派である鎖攘派の対日不信を一層強めるに過ぎない。また、一度介入すれば、鎖攘派の抵抗を抑えるために更なる介入が必要になり、この悪循環から抜け出せなくなるおそれがある。そして、そうした介入自体が日本の安全保障政策そのものと矛盾する危険性をもたらす。日本にし得ることは、朝鮮開国派と提携しながら既に実行しつつあった朝鮮軍制改革を漸進的に進展させてゆくことぐらであり、西洋諸国に対する開国に向けて朝鮮を誘引する特別な手段を持たなかった。介入が日本の国家的利益を擁護するどころか逆に武力紛争を拡大させ長引かせ激化させ東アジア秩序の安定を損なうことを予見し、自国の外交資源の限界を弁えていた明治政府は、穏健策を展開したといえよう。

『日日』は、日本の朝鮮政策の骨格は「朝鮮を開きて各国と和親貿易せしめ其八道をして支那の有たらしめずまた露人の割拠する所たらしめず我日本も亦之を取らず永く東洋に独立するの国たらしめんとするに在り」と宣言する。そして、「朝鮮を開き各国権力の権衡の上に独立を保維」せしむるといふ日本の朝鮮政策は清の望むところであるとして『日日』は論じる。だが、朝鮮衛正斥邪派と清が日本の政策を疑う以上「先ず清人をして日本は朝鮮を取らんとする者に非ずと信ぜしむる」必要があり、このため「日清共に力を協せて其国（朝鮮）を開くの策を講じ以て両国（日・清）の交誼をして親密」ならしめる一助とすべきであると論じ、朝鮮問題で日清関係を悪化させてはならないと強調した。⁽²³⁾ そして、悪意ある日本外交像に対して以下のように反論した。「外国論者中には種々の憶測を

違くし或は欧米諸国が日本を介せずして清国を介し以て朝鮮に交を通ずるは日本政府の満足せざる所なるべしと云ひ又或は日本人民は朝鮮通交の利を専有するを喜ぶなるに之を欧米諸国に公開しては其利を失ふの患あるを以て之を好まざるべしと云ふと雖ども皆是れ不稽の憶測にして更に我が国是を知らざる者なり」。『日日』はこのような批判を加え、朝鮮開国による朝鮮独立維持が日本の目的である故に「其我を介するも清国を介するも曾て利害を異にするに非ざるや明なり」と重ねて論じた。⁽²⁴⁾

パークスは、『日日』が表明し続けたような日清協調への期待に対して疑問を投げかけていた。『日日』の楽観性は、米朝条約が日朝条約同様朝鮮独立を規定するものになるだろうという予測に依拠していたように思われる。これに対し、パークスは清が朝鮮に対する優越的影響力を追求し可能ならば曖昧な形で朝鮮の宗主国としての地位を回復しようとしているものと推測しており、⁽²⁵⁾ 日本側の素朴な日清協調が実現するとは考えていなかった。同時に、イギリスは日露提携への懸念を抱き続けた。パークスは、ロシアが政治目的のため日本を同盟に誘い込もうとしており朝鮮問題でも機会ある事に日本と協調歩調を取るものと捉えていた。そして、米朝条約に清が介入し朝鮮をして「属国」であると宣言させた事が日露両国を接近させる契機になるのではないかと警戒した。⁽²⁶⁾

ややもすれば日露提携への疑念を抱くイギリスにとって、日露提携説と日本の侵略性を強調する清の主張はイギリスの疑念を増幅することになった。このような清の対日不信は、イギリスやドイツのみならずアメリカの出先も利用するところであり、それが清官員の対日不信を正当化し不信感を強化するという悪循環を生み出した。

2 条約改正予備会議と外交観

朝鮮問題と並んで明治期日本の大きな外交課題であった不平等条約改正問題に関して条約改正予備会議が一八八二年一月から七月にかけて開かれた。一九世紀国際社会で、ある国家が文明的であるか否か、国際法上の人格として完全な承認を得る権利を有するか否かの試金石は、通例、その政権が国際法の下に拘束力ある約束を引き受けるほど十分に安定的で、外国人の生命、自由、財産を適切に守ることができ、かつ、その意志を有するか否かにかかっていた。⁽²⁷⁾しかし、不平等条約改正を実現するには、司法制度整備だけでは充分でなかった。日本の条約改正要求に対して、ダービー (Earl of Derby, Edward H. S. Stanley) 英外相は、日本の最近の進歩は特定の物質的細部の進歩に限られており徳性 (character) とか性向 (tendency) や思想にまで及んでいないが故に対等に扱えないという立場を表明した。⁽²⁸⁾こうした考えは、日本居留民も共有するところであり、国際法は、完備した法と訴訟手続き等に加えて「高い水準に達した人間性」を十分に備えた「完全な文明諸国」間の契約であり、日本の進歩は「部分的」で「表面的」で「西欧文明の物質的側面については可能であるかもしれない模倣」は行うことができてもそれを越えて進む意欲も英知も見せておらず、精神面で日本人は対等に扱われる資格を身につけてはいないのだと強調していた。⁽²⁹⁾日本が不平等条約改正の正当性を主張し西洋諸国にそれを納得させるにはどのような説得の言葉が必要であったのだろうか。

日本政府は予備会議を「互に好和懇親の衷情 (conciliatory and friendly spirit) を以て現行条約に必要適宜の改正を加ふの基本を商議」するものと位置づけた。井上外務卿は「今般の此会議に於て自分は専ら調和の衷情

(spirit of conciliation) を将てせんと欲するが故に各政府委員に於ても亦同じく然らんことを希望」し本問題を「自由公正 (free, impartial)」に検討することを求めた。³⁰⁾

通商条約改正に関する予備会議では、国家間の相互利益・公平性が強調されるのと同時に、友誼や交渉態度における誠実さ・真摯さといった側面も重視されていた。このあたりを最もよく示すのが第七回会議での井上外務卿の内地開放宣言演説である。³¹⁾ 井上の内地開放宣言は、会議で各国代表が「好情を表せられ且つ双方にとり均しく利益ある結果を致さんことを偏に希望せらるる意衷を充分に示されたるが故 (their sincere desire to arrive at the result which should be equally advantageous to all parties, that he felt encouraged to offer some observations)」を理由としていた。日本と諸外国の共通の利益を発見すべく真摯な姿勢で協議に臨む外国諸代表の努力に対して、日本もまた誠実な態度でそれに応えるべく内地開放の用意があることを示したというのである。井上は「大に通商貿易を旺盛にし且各国との交際を益々鞏固ならしめんが為め」内地開放を行う用意があると述べ、これが日本にとって最大譲歩であり諸外国にとっては最大の利益であると位置づけた。そして井上は、日本政府の目的が「宇内普通の公法及び道德の主義 (universally acknowledged principles of Public Law and Morals)」を採用し終に以て現時の列国と駢立」することにあると述べ³²⁾、この目的を西洋諸国も共有していると指摘する。即ち、明治維新以来、封建制を廃し、四民平等を図り、行政と司法を分離し、教育を普及させ、信教制限を緩和し、電信を架設し、鉄道を敷設し、燈台を建設し、法律・司法制度を近代西洋法に倣って改正したり新たに制定して人民の生命財産の保護に努め、国会開設の時期も確定させた。これらは「泰西の実例」によるものであり、日本の近代化に向けた「従来の事業に於ては各国の幫助恩恵に浅」からぬものがある (a deep sense of obligation for the moral and material assistance hitherto afforded to the Japanese Government by the Foreign

Powers in the performance of their important task⁽³³⁾。日本の近代化は西洋諸国の有形無形の支援を受けたものであり、日本が近代化することは日本と西洋諸国の「共同の利益」でもある。この共同の利益を一層深化させ各国と密接な結びつきを可能とするためにも西洋諸国代表の「好意英明なる補助 (friendly and enlightened assistance)⁽³⁴⁾」を以て目的を達成したいと。井上は、内地開放は領事裁判権撤廃がその条件であることを明示し、これが日本と西洋諸国間の公平なルール・「公義正道」(sense of equity and justice) たるべきことの確認を求め、そしてそれに依拠することで相互利益の一層の進展が図られるものとする。即ち、内地開放の意義は、「内外人交際の面目を一新し其交通や自由にして復た制限あるなく且つ双方の利益を與ふることなるべし。此策案は以て外国輸入品の為めに新に広大の市場を得せしめ又た以て外国資本を招誘し随て工業貿易の盛昌を致すに至らん。是よりして内外の友誼を厚ふし双方利益の關係を愈よ鞏固ならしめん (strengthen the bonds of mutual friendship and common interest)」ことになるのであった。⁽³⁵⁾ ドイツ代表は井上提案を歓迎し、関税自主権回復や領事裁判権撤廃などの難問に関しては各国代表の協力と「相互の好情 (mutual goodwill)⁽³⁶⁾」に頼りて以て満足なる理弁法を得るに至らん」と述べた。こうした歓迎発言をうけて井上は、各国駐日代表の「懇篤なる補翼 (friendly assistance) を以てするに非ざれば何ぞ能く実施挙行するを得んや。故に只管各員誠実の協力 (cordial cooperation) を冀望するなり」と結んだ。

日本は、日本と西洋諸国間に存在する不平等条約を改正するには、西洋諸国との協議を通じた互譲によって行う姿勢を示していた。条約改正予備会議に見る日本の態度は、西洋の恩恵にひたすらすがろうとする嘆願者のそれではなかった。また、不平等条約改正問題を正邪の問題に還元しナショナリズムを動員して相手側を非難し非妥協的態度をとるわけでもなかった。不平等条約締結事情が如何なるものであれ、正式に成立し機能している条約を有効

なものとして正面から受け止め、当事国間で妥当な改正原則を理性や善意と相互利益の上に立脚させ、その合意された原則を更に誠実で率直な協議を通じて具体化してゆこうとする態度を示していた。

尤も、互譲による公平なルールを設定し相互利益を図ると言っても、その具体化にあたっては、一定期間外国人裁判官や検察官の採用や法権の部分的回収といった譲歩を伴い、公平性の具体化は文明化の度合いに応じて極めて自制的なものたらざるを得なかった。³⁷⁾ 第一一回会議において、井上は、日本人と外国人の友好と貿易発展は互いの「信用」(confidence) が不可欠であり、それは同一の司法権の下で深められると論じ、外国人の対日不信を除くために西洋の法理に基づく法律を制定し外国人法律家を日本の裁判官として採用し、併せて外国人法律家の知識と経験を日本側が利用する考えを示し、こうした方式をもって領事裁判権の撤廃と内地開放を実現させ、日本の「真利益のみならず又た各外国の利益をも共に増進」する措置を執る意を示した。ドイツ公使は、この井上提案を「日本並に外国と双方の利益を謀る」ものと評し、アメリカ公使も、日本提案は「甚だ公平至当にして独り日本人の為のみならず均しく我自国人民の為めにも利益たるべきを思考す」と語った。³⁸⁾ しかし、こうした日本と欧米諸国間の公平な取引による共通の利益の発見とその実現に向けた提案に頑なな態度を示したのが駐日イギリス公使パークスであった。パークスは、対日条約は「永久無期 (permanent and not terminable in its character)」の性格のものであり、実際の経験を通じて必要な変更 (revision) を加えるに止まり条約全体の終了 (abrogation) を予期するものではない、現行条約が永続的性格であることによって初めて対日交際は堅固になり「双方の有益」も担保されるが故に条約の有期限化には反対であると言いつつ放った。³⁹⁾ パークスは条約終了条項を挿入してしまえば条約終了時に日本が再び鎖国に復帰すると警戒していた。グランヴィル (Lord Granville) 外相が日本の内地開放宣言に井上の寛大で政治家としての資質に富んだ勇気を称えたの⁴⁰⁾ に対して、パークスは、日本の国会開設が政治混

乱を引き起こすのは必至であるとしてイギリス本国政府に条約有期限化を承認しないように働きかけ、日本に対する不信と偏見を隠さなかった。

日本の要求は、こうした不信と偏見に基づく対日関係にかかるヨーロッパの国際協調の構造転換を要求するものでもあった。『非文明』国日本の排外主義に対抗するためヨーロッパ諸国は共同歩調を取り、対日不平等条約に永続的性格を付与していた。しかし、一八六〇年代に形成されたこの仕組みは、日本と西洋諸国の二〇年近い時間的経験を有する共同作業が生み出した日本の文明化という新しい状況に合わなくなり始めていた。日本は、「文明」という尺度で欧米諸国に等しき状態にあるのであれば等しく扱われることを求めた。⁽⁴²⁾それが日本が考えた公平なルールであった。この意味で、『非文明』的な日本の排外主義に対抗する目的で形成されたヨーロッパの連合は、新しい現実を現実と受け止め、新たな現実と既存の仕組みとの乖離を埋め日本の文明化を後押しし、日本に国際法上の独立国に適用される諸原則を承認し、それによって相互利益の拡大と深化を図ることを目的とする国際協調に転換することが求められるようになった。条約改正予備会議は、西洋諸国に向けて、日本と西洋諸国間に相互に尊重し合うべき権利と利益、共通の利益と徳が存在していることを訴え、不平等条約改正の大原則（内地開放と領事裁判撤廃）を確認し、それに依拠して相互利益を図る具体的方法を互譲の精神を以て誠実に協議するという日本外交の性格を示すものとなった。

日本が国際社会の正当な構成員たる資格を有している事を確認しようとした予備会議であったが、目に見える具体的成果をもたらしたわけではなかった。露清紛争に乗じて日露提携を演出して清から譲歩を引き出すという一八八〇年から八一年にかけての宮古八重山分島・日清条約改正交渉は、井上外務卿の「権謀」策であり日本外交の「不信義」を示すものになると国内から批判の声があった。「吾国は、支那でも朝鮮でも欧米各国でも、只信義を以

て交はるこそ肝要」という見解を有した宮中グループの一員佐佐木高行は、「井上の如き権謀家にては後來甚だ可恐事なり」と井上の交渉を否定的に捉えていた。⁴³ 対清外交の不成功に加えて不平等条約改正問題の展望も開けなかったことで、井上の威信は低下し外務卿を辞任するという観測も取り沙汰され、井上自身も条約改正予備会議終了を待って外務卿を辞職する意向を示すほど苦しい状況に置かれた。⁴⁴

これに加えて、朝鮮を日清対立の領域とすべきではないとする日本の主張に暗雲がたれ込めた。一八八二年五月の米朝条約締結によって、日本国内では二つの懸念が頭を擡げてきた。一つは、西洋に対する開国が朝鮮の排外主義的反動を呼び起こすのではないかという警戒であった。他の一つは、清が米朝交渉に介入して朝鮮属国論を主張し始め日本の朝鮮独立論と対抗する方向を明らかにし始め、西洋諸国に対して朝鮮が清の「属国」であるという承認を取り付けた余勢を駆って清が「琉球王国」清属論を改めて押し出してくることであった。⁴⁵ 清が新たに入手した軍艦を以て、戦争には至らぬにしても、日本を脅しにかかるかもしれないという懸念は十分存在した。⁴⁶ 日本政府は、思いも寄らぬ清の外交攻勢に戸惑い、新たな紛争発生を懼れていた。

ところが、東アジア政治空間に存在した悪意ある日本外交像は、日本政府の懸念とは異なる事態を想定した。即ち、台湾出兵・琉球処分の結果は不満足なものに終わり、朝鮮貿易独占の企ても清の干渉によって欧米諸国が朝鮮と条約を調印したことで失敗し、その欧米と朝鮮との条約交渉では日本は完全に蚊帳の外に置かれ無視された。このように自尊心を傷つけられた日本が自己の東アジア国際政治上の位置を回復するために朝鮮での紛争を利用しようとするは大いにあり得ることだと見るのである。⁴⁷

条約改正予備会議後ほどなくして壬午軍乱が発生したことは、井上が外務卿を辞する機会を奪うことになった。対日不信と偏見の中で、日本が繰り出した信義、公正、相互利益、互譲の精神、友誼といった言葉で彩られる外交

説

の性格は朝鮮との紛争処理においてどのように表現されたのであろうか。無知たるが故に石を投げつけ文明人と自称する大人によってたかって殴られた経験を持つ小児も世間の道理を弁える少年に成長していたが、小児の時にうけた心の傷は時として疼いた。自称文明国から未だ非文明国扱いされていた日本は、模範的な振る舞いを実践しその成長ぶりを見せつける機会が思いがけず到来したのである。

論

(1) FO262/332, Wade to Salisbury, no.23 Conf., July 3, 1879.

沖縄をめぐる日清交渉については、例えば、西里喜行『清末中琉日関係史の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇五年）三一八頁以下。

(2) 一八七九年一〇月七日付井上外務卿宛宍戸璣駐清公使報告、琉球政府編『沖縄県史』第一五卷（巖南堂、一九六九年）一二八頁。

駐清ドイツ公使ブランド（Maximilian A. von Brandt）もウェード同様の働きかけを行った（FO262/332, Wade to Salisbury, no.63 Conf., Aug. 18, 1879. 一八七九年七月三日付パークス宛ブランド書翰、F・V・ディキンス著、高梨健吉訳『パークス伝』平凡社、一九八四年、二八二頁）。また、宍戸報告によれば、ウェードの日本外交非難はブランドの影響を受けているようであった（『沖縄県史』第一五卷、一二九頁）。

(3) FO262/349, Wade to Salisbury, no. 115, Conf., Nov. 20, 1879, Tel., Jan. 14, 1880; Plunkett to Salisbury, no. 660, Dec. 16, 1879; Dufferin to Salisbury, no. 128, Mar. 13, 1880. FO46/256, Kennedy to Salisbury, no. 47, Conf., Mar. 8, 1880.

(4) 一八八〇年九月二九日付宍戸宛井上『沖縄県史』第一五卷、二四〇—二四一頁。FO46/256, Kennedy to Salisbury,

- no. 12, Conf., Jan. 24, 1880.
- (5) FO262/349, Wade to Salisbury, Tel., Conf., Jan. 5, 1880.
- (6) FO46/256, Memorandum by Parkes, Jan. 30, 1880.
- (7) 原田環『朝鮮の開国と近代化』（溪水社、一九九八年）二〇六―二一〇頁。渡辺勝美『朝鮮開国外交史研究』（島光堂書店、一九四一年）三九一―三九七頁。王芸生著、長野勲・波多野乾一編訳『日支外交六十年史』第一卷（建設社、一九三三年）一六二―一六七頁。
- (8) FO46/256, Kennedy to Salisbury, no.52, Conf., Mar.14, 1880. NA133/43, Inouye to Bingham, Private Note, June 25, 1880, incl. in Bingham to Everts, no.1238, Jan.6, 1881.
- (9) 一八八〇年四月七日付ビンガム宛井上外務卿『日本外交文書』一三卷、四三六頁。NA133/42, Bingham to Everts, no.1112, May 6, 1880. FO46/257, Kennedy to Salisbury, no.75, Conf., May 1, 1880, no.95, Conf., June 1, 1880.
- (10) シューフェルトに対する日本の支援については、渡辺前掲『朝鮮開国外交史研究』三八二―三八九頁。
- (11) Eg., Report by Mr. Spence of his Visit to Corea with His Royal Highness the Duke of Genoa, Sept.9, 1880, BDAF, vol.2, pp. 82, 86-7. FO262/364, Granville to Kennedy, no.77, Conf., May 13, 1881. FO46/285, Parkes to Granville, no.77, Conf., July 5, 1882. 『中日韓』三三五文書。
- (12) 『中日韓』三四一―一文書。
- (13) 修好条約を先に結びその後に通商条約を結ぶという二段階方式は、井上外務卿と朝鮮修信使金弘集対話に見ることができ（金正明編『日韓外交資料集成』第二巻、巖南堂、一九六六年、四二九―四三〇頁）。井上は花房公使をしてこの方式を朝鮮政府に勧告させることを意図する（FO46/258, Kennedy to Granville, no.146, Sept.3, 1880.）。花房宛外務卿訓

説
令案では、朝鮮は「大略困難民救助薪水食料の資給(カ)に上り通商貿易の事に及ばざる方目下（朝鮮の）平安を保するの道なり」とある（「公文別録」一一七、件一四）。伊藤が語った日本の経験に基づく二段階方式は、FO46/258, Kennedy to Granville, no.185, Very Conf., Nov.26, 1880.

(14) 渡辺浩前掲「思想問題と」の『開国』三〇七—三一一頁。

(15) Chay Jongsuk, *Diplomacy of Asymmetry: Korean-American Relations to 1910*, University of Hawaii Press, Honolulu, 1990, p.49.

(16) *Ibid.*, p. 44. Seward to Everts, no. 533, Conf., Dec. 15, 1879; no. 536, Dec. 19, 1879, Jules Davids, ed., *American Diplomatic and Public Papers: The United States and China*, Series 2, *The United States, China, and Imperial Rivalries, 1861-1893*, vol. 8, Scholarly Resources Inc., Wilmington, 1979, pp. 98, 108, 161.

(17) FO17/895, Wade to Granville, no.19, Conf., May 12, 1882. NA92/59, Holcombe to Frelinghuysen, no.60, Conf., Feb. 4, 1882.

(18) NA92/59/60, Holcombe to Blaine, no.37, Conf., Dec. 29, 1881; Holcombe to Frelinghuysen, no.117, Conf., May 29, 1882.

(19) 一八八三年一月二二日付吉田清成宛寺島宗則、京都大学文学部日本史研究室編『吉田清成関係文書』二卷（思文閣出版、一九九七年）二八〇頁。

ヤングが米朝条約を日本が歓迎していると捉えるようになるのは、一八八三年になってからである（NA92/64, Young to Frelinghuysen, no.166, Mar. 21, 1883.）。

(20) Wade to Salisbury, no.115, Conf., Nov. 20, 1879, BDAF, vol.22, p. 196.

- (21) 「朝鮮の交際を論ず」『日日』一八八二年四月二一日。
- (22) 「安辺の暴挙」『日日』一八八二年四月二八日。
- (23) 「朝鮮に対する政略」『日日』一八八二年五月八日。
- (24) 「朝鮮外交の関繋」『日日』一八八二年五月三一日。
- (25) 一八八二年五月一〇日付井上宛品川「公文別録」九七。FO46/285, Parkes to Granville, no.62, May 12, 1882.
- (26) FO46/284, Parkes to Granville, no.41, Conf., Mar. 25, 1882. FO46/258, Parkes to Tenterden, no numbered, June 21, 1882.
- (27) 山内進「明治国家における『文明』と国際法」『一橋論叢』一一五巻一号、一九九六年、三六一—三七頁。また、筒井若水「現代国際法における文明の地位」『国際法外交雑誌』六六巻五号、一九六八年、四八、五六—五七頁。
- (28) NA133/28, Derby to Marshall, Apr.28, 1874, incl., no.1, in Bingham to Sec. of State, no.114, Conf., Aug.31, 1874.
- (29) 一八八〇年一月二一日付パークス宛ディキンズ書翰（萩原『遠い崖』第一四巻、一六四—一六五頁）。
日本居留地の外国人は、日本文化を劣ったものと見ていたために日本語を習得し習慣を学ぶことに関心を持たず、自らを選民と意識し日本人と距離を保ち続けることに誇りを持っていたという (J. E. Hoare, *Japan's Treaty Ports and Foreign Settlements*, Japan Library, 1994, pp.26-27.)。
- (30) 「会議録」一（一八八二年一月二五日）外務省編『条約改正関係 日本外交文書 会議録』（巖南堂、一九四八年）一—三頁。引用文中の英語表記は、条約改正予備会議英文議事録（外務省編『日本外交文書 明治年間追補』第二冊、日本国際連合協会、一九六三年）から引用し補ったものである。

(31) 以下は、「會議録」七（一八八二年四月五日）九六一—一〇五頁に拠る。

(32) この考え方は、法権を回復し新条約を実施する段階でも再び強調されることになる。伊藤博文の演説（一八九九年五月三十一日、於山口尋常中学）は以下のように述べる。「開国の国是は、単に国を開くと云うことに止らぬ。凡そ地球の上に於て国を成すものにして尚ほ野蛮の風習を持續し、之を改良し之を修飾して文明の地位に進めることの出来ぬ国も沢山あるが、此等は文明国の伍伴に入ること許されずして、蛮人として取扱はるゝのである。我が日本の国是方針は、文明の地位を開いて宇内に国を成し文明の地位を占むる欧米諸国の伍伴に入ると云うのが始めよりの目的である。伍伴に入ると云うのは仲間入をすると言うことでありますが、仲間入をするに就て如何なる権利と義務を要するかと云うことを考えなくてはならぬ。文明国同士の間には通義と云うものがある。此通義を守ることが文明国の仲間入をするのに必要である。総じて東洋の諸国は、支那でも日本でも、外を卑んで内を尊む癖がある。然るに文明の通義に従って互に交る際には、相互の間に同一の礼を以て相接して、彼を卑んで吾を尊み又吾を卑んで彼を尊むやうなことはなく、独立の国は独立の国同士対等の権利を有し、対等の義務を尽すと云う万国の通義に依って交らなければならぬ。所謂国際法とかいう名前を付けて、之を悉く規定して居るのであります。御維新当座の詔勅にも、『万国公法に従って云々』と云うことが度々出て居る。そこで万国の通義なるものを国民をして了解せしめ、又前に条列した所の自由を与えて、以て其自由の発動の力に依て国民の智能を増し、従って国民の富力を増さしめると云うのが目的である。此目的の為に各種の自由を許され、更に之を鞏固ならしむる為に憲法上に之を規定せらるゝことゝなったのである」（小松緑編『伊藤公全集』昭和出版社、一九二八年、第二卷、一四五—一四六頁）。

本文引用中の文字に関して、「會議録」(七)では「聯」立となっているが、『山田文書』(卷二一・二二、一五〇頁)では「駢(駢)」立となっている。日本が列国とならび立つことを期するという文脈に合致しているのは連立ではなく駢立の

方と考えられる。

(33) 伊藤博文がいわゆる岩倉使節団の一員としてサンフランシスコにおいて行った演説にも同様の考え方が示されている。

「日本は、猶ほ未だ創造的能力を誇る能はずと雖も、経験を師範とせる文明諸国の歴史に鑑み、他の長を採り誤を避け、以て実際の良智を獲得せんと欲す」と述べる伊藤は、自ら合衆国の財政制度を調査したときは米国大蔵省高官から「貴重な援助」を受け、そこで学び得た事項を本国政府に報告し、日本政府は伊藤の献策を採用し実行に移したのも少なくな。また、鉄道や電信敷設、灯台設置、造船所稼働などの施設は「総て我文明を助成するものにして、我等は貴国及び他の諸外国に対し深く感銘する次第なり」と述べる（前掲『伊藤博文伝』上巻、六二七頁）。

こうした感覚は、日本の主権回復に対する諸外国からの好意と援助に言及し感謝の意を示す吉田茂の感覚にも通じるのかもしれない（吉田前掲『回想十年』第一巻、一八五—一八六頁）。

(34) ドイツが一八八九年に対日不平等条約改正に同意した理由は、日本の開化を率先して助けるといふ先導者意識が作用したと論じられている（大石一男『条約改正交渉史一八八七—一八九四』思文閣出版、二〇〇八年、六九頁）。

(35) 内地開放と領事裁判権撤廃という大枠での取引のもとで、内地開放は外国人の利益追求の契機であると同時に日本人が外国人と知識・経験を交換し学習するという意味で利益の相互性が強調される。一八八七年七月の意見書において井上馨外相は、日本国民をして欧州各国民のような「勇敢活発」で「独立自治の精神」を備えた存在にすることが日本の独立を鞏固にする所以であるとしそのための手段として内地開放即ち「我が人民をして欧州人民と触撃し（中略）泰西活発の知識を吸取せしむる」こと、「内外人の往来交通を自由自在ならしむる」事であると主張した。そして、外国人が日本に投資を行い工場を建設すれば「我労働者は従来會て識得せざる所の工業を学習し、外国伝来の工業上新知識を全国に弘」めることができるし、「日本労働者の賃銀を増加し、漸次其生活の度を進むるに至」るであろう。また、日本の実業家は外国の

進んだ経営手法（「外国人が其事業を管理指揮するの仕方」）を学ぶことができるという利益が得られると論じた（『世外井上公伝』第三卷、九一三―九一四、九一七、九一八頁）。

このような考え方は、持続する。一八九九年五月の演説で伊藤博文は以下のように述べている。即ち「外国と交際を開いて、互に知識の交換をし彼等は久しく地球の上の諸処方々を廻って、各地の状況にも明にして且つ経験にも富んで居るから、其経験のある所を取って以て我が国人が自ら利すると云うことになれば、大いに智見を開く所もあり（中略）彼等は商業の仕方などにも上手であつて且つ手堅く規律的に事をするに慣れて居るから、是れと組合つて商業を営み、そう云う風習が日本に這入つて来ることになる」と是亦我国を益すること大いなりと考えられるから、宜しく之を利用して以て日本国民の進歩を計るようにならねばならぬと考える」（瀧井一博編『伊藤博文演説集』講談社、二〇一一年、二八九―二九〇頁）。

(36) 日本の外務当局者と駐日外交官との当初の関係は、文書を通じてかあるいは儀礼的な会見を通じての関係に限られ、「いかなる献身も信頼も見出し得ない」ものであった（矢田部編訳前掲『幕末のフランス外交官』一二頁）。次の段階では、外務当局者と外交官との意見交換なども行われるが、公務外での交流は少なかった。こうした状況を大きく変えたのが井上馨外務卿であった。井上は、公務上外国公使たちと良好な関係を築く努力をすると同時に「これまで全く欠けていた、外交の指導者との公務外での交際」を夫人とともに実践した。公務外での私交は個人的信頼関係構築に資し政治的案件を重大化させることなく早期に処理することも可能にするなどの効果があり「決して過小評価すべきことではありません」と井上の開放性と善意に対してする好感が抱かれた（ペーター・パンツァー、スヴェン・サーラ『ドイツ外交官アイゼンデッヒャー公使の写真帳より』ドイツ東洋文化研究協会、二〇〇七年、一八九頁）。外交当局者間の私的交流によってこうした効果を意図した岩倉具視とパークスとの間の胸襟をひらいた親密な関係が存在したが（萩原『遠い崖』第八卷、二三九―

二四七頁) こうした関係は広がりを持たず両者間に限られた関係であったようである。

(37) 万国公法会議に参加した金子堅太郎は次のような意見を示している。即ち、不平等条約改正交渉にあたっては「予め列国政府に対し真実請求する条件を確定し而して条約改正の会議に提出するときには其数に一倍を加へ表面請求する条件の半数を占取するも仍ほ過分の結果を得る如き方策を採るべし」と。まず、過大な要求を提示して、日本が譲歩したと見せかけて本来確保したい程度以上の成果を得ようというのである。金子は、外交交渉は「低価の特権を高価に売り付け少量の譲与を以て多数の利益に交換」することであり、国際公法に反しない限り「虚喝詐偽の手段を以て占領し得る丈けの利益を取得する」ことが外交の慣例であり公法家も承認するところであるとして上記の主張を正当化する(金子堅太郎「条約改正に関する報告」『日本外交文書』二五卷、五五七頁)。

金子が不平等条約改正交渉における外交交渉術をこのような形で論じたことは、裏を返せば、日本外交が掛け値なしの要求を以て交渉に臨んでいたからに他ならないと言えよう。このことは、日本の東アジア政策でも同様である。例えば、甲申事変の前後処理のための日清交渉では、日本側は事前に『ジャパン・メール』紙を通じて掛け値なしの要求項目を提示している("What Japan Asks of China" *Japan Weekly Mail*, Feb.28, 1885。日清講和期でも、陸奥宗光外相は、講和条件について「清国政府が恰も縁日の品物を売買するが如き掛引をなすは未だ誠実に我^がを折りて和を乞ふにあらざるを看破し」(坂崎斌『陸奥宗光』博文館、一八九八年、一九六頁)で、中国のバザール社会型交渉態度を拒否した(バザール社会、低信頼社会の社会観が国際関係にも反映され高信頼社会の外交観とは違ったものになるという観点は、袴田茂樹「バザール社会と共同体および国家権力」木村汎編『国際交渉学』勁草書房、一九九八年、一七九、一八三頁)。日露戦争時にも、アメリカのルーズベルト大統領は、日露戦争時のポーツマス講和会議における日本代表团は、紳士的で自制的であり「真実」を語り言明したものは必ず実行するという信頼感を抱いたと評しロシアのそれと対比している(信夫淳平

『明治秘話 二大外交の真相』萬里閣書房、一九二八年、三九三―三九四頁。また、日露戦争時、長岡外史参謀次長は山座田次郎外務省政務局長に対し「日本大本營の公報は露西亜のそれと違い、一点の掛け値がないと云う国際間の篤き信用を得て居るから、今更嘘を吐く訳にはゆかぬ」と主張している（長岡外史文書研究会編『長岡外史関係文書 回顧録篇』吉川弘文館、一九八九年、二一五頁）。

(38) 「会議録」一一（一八八二年六月一日）一八三―一八七、一九一、一九三頁。

(39) 「会議録」一五（一八八二年七月一九日）二七三―二七四頁。フランス公使トリクーも不平等条約の永続性を主張していた（Richard Sims, *French Policy towards The Bakufu and Meiji Japan 1854-95*, Japan Library, 1998, p.161. 邦訳、矢田部厚彦訳『幕末・明治日仏関係史』ミネルヴァ書房、二〇一〇年、一八六頁）。

パークスの伝記は、日本が国際的平等の立場を主張できるほど進歩を遂げたのは、主として英・米・独等の外国人の教育と助言のおかげだと主張する（デイキンズ著、高梨訳前掲『パークス伝』二四四頁）。裏返せば、パークス発言に見るようにイギリスの利益を頑固なまでに追求することが日本の利益を慮ったものであるという信念の存在を表しているといえよう（J・E・ホア「不平等条約の時代」木畑洋一他編『日英交流史』第一卷（東京大学出版会、二〇〇〇年）一二九頁）。

(40) FO262/378, Granville to Parkes, no. 57, June 13, 1882.

(41) 一八八三年八月一五日付伊藤宛スタイン書翰『伊藤文書』九卷、四三―四四頁。

日本の立憲政治採用に対する欧州諸国の反応はかんばしいものではなかった。欧州に憲法調査に出かけていた伊藤博文はドイツで立憲制採用に消極的意見を聞かされる。伊藤の同行した伊東巳代治は、グナイストなどの脳裏には「黄色人には憲法は不適當なり、寧ろ生意気なる所業なりとの観念を有したるが如し」と回顧している（清水伸『明治憲法制定史』上、原書房、一九七一年、四五頁）。立憲制導入に関するドイツ側の対日不信は、また、瀧井一博『文明史の中の明治憲法』

- (講談社、二〇〇三年) 九六—一〇二頁。日本の立憲制導入に対するイギリスの憲法学者の否定的見解は、高瀬編前掲『金子堅太郎著作集』第一集、一七六—一七七頁。駐日フランス公使館側の対日不信感を伴った厳しい日本観は、Sims, *op.cit.*, pp.100-109.邦訳111—117頁。
- (42) 司法省雇い外国人法律顧問 A・パテルノストロ (Alessandro Paternostro) は、日本の文明水準は領事裁判権を廃止するに充分であると強調し(森征一「パテルノストロと条約改正」『法学研究』六九巻一号、一九九六年)、このような観点に立って一八九二年九月ジュネーブで開催された国際法学会で、金子堅太郎は日本の司法制度整備とその運用能力は領事裁判権を廃止するに足るものであると主張したことが国際法学会特別調査委員会での決議につながったと述べている(高瀬編前掲『金子堅太郎著作集』第一集、二二二—二二五、二三九—二四二、二四九—二五九頁)。
- (43) 一八八一年二月一四日条、一八八一年八月八日付佐佐木宛柳原書翰『保古飛呂比 佐佐木高行日記』(東京大学史料編纂所、東京大学出版会、一九七八年) 第一〇巻、九一、三三三頁。
- (44) 一八八二年六月一二日付、同年七月八日付伊藤宛岩倉書翰、一八八二年七月二五日付伊藤宛松方書翰『伊藤文書』三巻、一〇六、一一二頁、七巻、一〇六頁。
- (45) 一八八二年六月一六日付伊藤宛山県書翰、一八八二年七月八日付伊藤宛岩倉『伊藤文書』八巻、一〇六頁、三巻、一一二頁。一八八二年六月二五日付花房宛小松原英太郎書翰「花房義質関係文書」(岩壁義光他編、北泉社、マイクロフィルム、一九九六年) 九九—七。「米韓条約」(一)(二)『日日』一八八二年六月二七、二八日。
- (46) FOI7/895, "Extract from Sir T. Wades no. 26 Confidential May 27, 1882".
- (47) FO262/379, Wade to Granville, no.2, Separate, Conf., Aug.25, 1882.

第三章 外交観と壬午軍乱への対応

1 道義と力の配合と紛争処理

①紛争対処策の内在的制約

一八八二年七月二二日、朝鮮漢城で給与の遅配と米穀の現物供与分の量目不足等に不満を抱いた朝鮮軍が武力蜂起した。大院君は閔氏勢力打倒のために軍の暴動を扇動し、反乱軍は王宮へ侵入して閔氏高官を殺害し反日的感情を抱いた民衆とも合流して日本公使館を襲撃した。花房公使一行は仁川に逃れイギリスの測量船に救助され日本に帰国した。壬午軍乱の発生である。¹⁾

壬午軍乱による日本公使館襲撃の報をうけ、日本の朝野では幕末日本の体験に根ざす二種類の見解が抱かれた。一つは、排外主義運動に対しては懲罰的武力報復を以て排外主義者の迷夢を打ち破り、開国主義に否応なく誘導しなければならぬとするものである。他の一つは、朝鮮の排外主義と幕末日本の攘夷運動を同類と見て、攘夷運動に対する西洋諸国の報復措置を批判的に捉える観点から、日本は朝鮮に対して寛大な態度を採るべきであるとするものであった。前者の立場からは、朝鮮側の「兇逆無道」な行いに対しては外交交渉などは無用にして「直ちに懲伐」を下すべきであり、日本の国内事情や国際情勢等を理由に開戦反対を唱えるのは「文明を仮称する弊」に他な

らないとする議論や、被害国として国際法に依拠しながら「堂々たる正論」を以て「十分の要求」を行い、要求が容れられなければ武力を以て「十分の膺懲」を行うべきであり、「豈情実如何を其間に挟むあらんや」と主張する議論となり、領土割譲とか償金一〇〇万円論⁽²⁾が出てくる。後者の観点に立てば、壬午軍乱に対する処置としては「先年英米等より旧幕に差迫りたる手段は今日朝鮮（に）施し度無之もの、何卒朝鮮政府を誘開して謝罪修道を了得せしめ」たいとする感情が湧いてくる。⁽³⁾

できるだけ穏健な手法で問題を解決したいとする感情は、井上馨外務卿を始めとする明治政府指導者が抱いたもので、日本政府の基本的対応姿勢に反映された。井上外務卿や吉田清成外務大輔は、不平等条約改正事業も未完成である日本としては今次のような「小細事」に固執する時ではない、むしろ、今回の朝鮮事件によって「却て欧米の喝采を博取して重大の国権を挽回（条約改正のこと）するは今日の急務」と考えた。⁽⁴⁾ 井上や吉田に限らず、「我は進退も誠に大事にて全世界之観劇者に満足せしむる様有之度存候。半開化之我国にては寧ろ拙速を貴候方却而局外之見物宣布⁽⁵⁾」という感覚が政府内に存在した。日本政府の穏健な対応策は、国際法に則り国家間紛争を処理するという幕末維新期以来の日本外交の体験と、不平等条約改正交渉と関連して、理性と信頼に基づく公平な取引を行う能力を示す必要性に基づいていた。日本政府は軍乱の矛先が朝鮮政府に向けられたものであるのかそれとも日本官民に向けられたものであるかを判別し、朝鮮政府の既往の対応と向後の姿勢を明らかにした上で、朝鮮政府の過失若しくは故意の度合いに応じて日本公使館襲撃に対する責任を追求する対処方針を決定した。

相手国の置かれた事情を斟酌する国家間の情誼は、条約改正問題・国際法準拠論と相俟って日本の対応を内在的に規制した。井上外務卿は帰任する花房朝鮮公使に以下のような訓令を与える。「新たに外交を開くに当り物情洵々従て内乱を醸成するに至るは東方各国の均しく経歴するところにして免れざるの事情たるときは今般の事変の如き

も亦之を公法と情誼とに照し宜く朝鮮政府に責むるに相当の謝罪及び要償を以てすべくして未だ之に因て俄に兵馬の力を籍り以て其国を蹂躪するの極点の処分を施すに至らざるべし」。井上外務卿訓令は、国際法の諸原則に準拠しつつも「情誼」を以て開国から程ない朝鮮の排外主義運動に寛大な対応を示し、朝鮮政府にも信義が存在することを信頼して「誠意」を以て交渉し問題の平和的解決を図ろうとするものであった。⁶⁾

② 紛争対処と公明性

壬午軍乱への対応のもう一つの特徴は事件対応策の公明性（透明性）であった。各国から日本への対応に注目が集まっていたことを意識していた日本政府は、軍乱への対処方針を明示した。日本側は、東萊府使と仁川府使に対して、花房公使が朝鮮政府と交渉のために漢城に赴くこと、護衛兵は公使と居留邦人保護の為に随行するものであり戦争目的ではないこと、日本政府としては紛争の平和的解決を望んでいること等を伝えた。同時に、日本が今時の紛争を利用して「朝鮮国を掠奪」するのではないかと清や駐清各国公使が疑念を抱かぬように措置した。⁷⁾更に、井上外務卿は駐日各国公使に対して日本政府が「既に挙行し或は目下計画中の処置」に関して八月三日付文書で説明を行った。⁸⁾ 同文書は、まず、今時の事件は日本公使館襲撃に止まらず「外交を可とする者並に王宮へも敵対したる政党の暴動」であり、この意味で「諸国一般の利害に関する事件」であると規定した。軍乱の性格をこのように規定したことは、即時の「征韓」を否定し、国際社会一般の利益に叶う紛争処理を日本が目的とすることを表明したことを意味する。次に文書は、日本政府の既往の措置を説明する。軍乱によって行方不明になった邦人の消息を求め、また居留邦人を保護する目的で軍艦（三隻）を派遣すること。そして、花房公使帰任目的は朝鮮側に暴挙の弁明を求め邦人の利益を保護するための交渉であること。更に花房に随行する「三〇〇名許」の護衛兵は公使と居

留邦人を保護する任務に当たるものであり、「戦鬪若くは粗暴の処置を為さ（ぬ）」よう厳しく命令を受けていることである。文書は日本政府のこのような措置が「全く純然たる平和主義に在る」ことを強調する。文書で派遣軍艦数や護衛兵数を示したのは、陸海軍派遣が誇張して報じられ諸外国からあらぬ疑惑を抱かれないようにするためであった。清に対しては多角的に情報提供がなされた。日本駐在清公使黎庶昌へは吉田外務大輔が直接説明し、総理衙門へは田辺代理公使が説明している⁹。また、駐清公使のうち、イギリス公使ウエード、ドイツ公使ブランド、アメリカ公使ヤングなどにも日本側から直接情報提供を行っている¹⁰。井上は、花房が朝鮮に帰任した後の模様についてもパークスに情報提供を行いながら、日本としては、国際法に則って朝鮮内乱に介入するつもりはなく、大院君側が示してきた善意・友好・親善の証を基礎に信義を以て交渉に臨む方針であること、日本側の被害に対する賠償は、朝鮮側の善意と友好関係を増進させたいとする日本の希望の真摯さを証明できるような性格のものになるであろうと説明した¹¹。

国内に向けての政府の措置は、不正確な情報や外交軍事機密にわたる情報を諸新聞が掲載しないよう検閲や発行停止処分を通じた統制を加え、他方で差し支えない情報は提供し、花房の交渉についても条約調印後早期に『日日』を通じて情報を公開することになる¹²。八月九日、『日日』は「妄に外国の内乱に干渉し嗤を海外に招き禍を他邦に惹るべけんや（中略）戦争は最終方法にて万不得止の伸理手段たる事を覚り、外交上の技倆は此の最終方法に依らずして我国権を保全するに在る事を知れよ」と論じ、国家間の紛争解決には先ず外交交渉を行うべきであるとして、外交が占める固有の領域が存在することに注意を喚起した¹³。

③ 国際法と幕末体験

軍乱の基本的性格は内乱であり「攘斥」はこれに付随したものと位置づける水野勝毅歩兵大尉手記を掲載した後、『日日』は国内の朝鮮内政干渉論や開戦論を批判するキャンペーンを行う。『日日』によれば日本国内での朝鮮内政干渉論は五種類の主張にまとめられた。第一は、大院君政権を非正統政権とし正統政権たる高宗政権回復のために武力支援を行うとするもの¹⁴。第二は、排外主義の大院君政権は日本の不利益なので開国主義をとる高宗政権を回復させるとするもの¹⁵。第三は、高宗政権は日本の支援がなければ西洋諸国への武力支援要請を行うかもしれないのでこれを防ぐために日本が武力支援を行うとするもの。第四は、朝鮮官民の対日侮辱に対して武力を以て懲戒すべきとするもの。第五は、清露両国に先んじて戦略的要地たる朝鮮を併呑してしまおうとするものであった。

『日日』は、「朝鮮の内乱に干渉すべからず」（八月一五～二一日）と題する五回連載の社説で以てこれらの朝鮮干渉論に批判を加え、日本として採るべき態度の諸原則を繰り返して訴える。それは、国際法であり、国家間の信義であり、日本の近過去の歴史体験であった。『日日』は、日本の対応はまずもって「国際法」に依拠すべきこと、そして日本の国益を明確にしその範囲を限定すべきであると強調する。つまり、大院君政権であれ高宗・閔氏政権であれ、或いは朝鮮の政治体制が専制体制であろうが貴族制であろうが、これらの事柄に日本が関与すべきことではない。日本にとって重要なことは、「朝鮮国民を以て朝鮮国を治め其の国を維持して他邦に併呑せられず我が国に対して条約を遵奉せん限りは毫も我が国の利益を妨害せらるゝ所なし」（第一回）という国際法上の内政不干渉原則と日本の国益としての条約遵守と朝鮮独立論を確認することであった。この観点から『日日』は、「春秋の法」を以てする正統政権回復論を批判し、国益上からも内政干渉は不要であると論じる。こうして、大院君が内心では排外主義者であったとしても、大院君政権が条約を遵守し日本の利益が確保できる限り、相手国や為政者の内面に

立ち入らずその外部に示された行動を以て対応すべきことに注意を喚起する（第二回）。『日日』は更に日朝二国間に於ける信頼関係の重要性を指摘する。これまでの日本の朝鮮への対応は「信」よりも「威」に比重がかかり過ぎていたと言う『日日』は、今時の事件を契機に「武威を以てせば遂に朝鮮国民をして全く信を我日本に措かざらしむるに至るべし」と警告する。朝鮮の排日論が「専ら我（日本）を恐怖」することに由来すると捉える『日日』は、日本にとって重要なことは「朝鮮の官民をして信を我に措くの益々深からしむるに在り」と強調する。何故ならば、開化派の人々にしても「日本は深く朝鮮の内政に干渉し遂には我をして日本の附庸国たらしむるに至らんかとの疑念」を払拭できなかったからである。「朝鮮国人一般の胸間に横はる」こうした対日疑念は、「既に我輩開化党の一」と称せらるゝ者と雖ども猶斯る思想なき能はざるを以て其他守旧頑固の輩に於ても同一の疑惑を懐くべきは必然なり。去れば今時の形勢となり我朝鮮の国是は清国を後盾として日本の侵略を防ぐべしといふは蓋し開国守旧両党共に同く此念を離るゝ能はざるべし」という状態にあった。『日日』は、開化派人士の率直な意見に理解を示しつつ、このような朝鮮人の感情は日本人も共感できるとして、幕末の体験を引く。つまり、幕末に日本が外国人を嫌悪したのは、「彼れ通商を名として侵略の術を施さん事を恐怖し恰も和親通商は取も直さず彼が侵略併合の先鋒なりと思いたるが故に非ずや」（第四回）と。以上のように論じて『日日』は、主戦論者の諸論拠は「悉く万国公法の道理に適當せず又東洋政略の大計にも背馳するのみならず渾て今日に於て實際行ふ可らざるの空論たるに過ぎざる」ものと切つて棄てた。開戦論者とは違い、『日日』は、「清露をして朝鮮を侵略せしめざる事に注意」すべきであると指摘し、そのためには「各国の権衡の間に其国（朝鮮）を独立せしむるを以て東洋政策の第一大義とせざるべからず」と主張した（第五回）。

国際法準拠、自国利益の自覚的限定、国交上の信頼関係といった規範を『日日』が強調したのと時を同じくして、

井上外務卿もパークスに対してこのような規範に基づいて日朝交渉が展開される事になるという見解を示した¹⁶⁾。『御用新聞』を通じて政府の意図を内外に示し、外交当局者が各国外交筋に新聞情報を裏打ちするような情報提供を行うことは、それが偽らざるものであることを示していた。特にイギリスに対しては節目節目に公明性を前提とした情報提供を行いイギリスの猜疑心を打ち消すことに努めてイギリスの干渉を未然に防いだ。

2 紛争処理評価

①イギリス外交批判

八月三〇日に調印された済物浦条約は、朝鮮政府が①日本陸軍教師殺害犯人を逮捕し、②日本人死亡者を手厚く葬り¹⁷⁾、③日本人遺族及び負傷者へ五万円の救恤金を支払い、④日本政府に対して五〇万円の賠償金（填補金）を支払い¹⁸⁾、⑤国書を以て日本に謝罪し、⑥在朝鮮公使館護衛兵の駐留を認めることを内容とし、続約は開港場の遊歩区域の拡大、新規開市場、公使や領事等の内地旅行権等を規定した。幕末維新期の日本と西洋諸国間の紛争処理の一例が意識され、その大枠のなかで、然るべきものとそうでないものを選び分けて採用した形となっている。

日本と西洋諸国との紛争処理の前例を引き合いにしながら『日日』は、（五〇万円の償金は多すぎるとの感覚を示しつつも）全体的には日本の処置は穏便であり、新規開港場開設は各国の通商上の利害関係が朝鮮独立を維持する機能を果たすという観点に立って、朝鮮の利益でもあると評した。また、平穩を旨とし兵力を用いずに交渉を以て妥結して日本の「光栄を發輝」し、「朝鮮の国情を厚諒し始終義の為にして利の為にせずして充分の満足を得」た今回の紛争解決は、「以て世界全国をして日本の進退其説「節」を失はず順序みな公法に拠準して真に文明国の

挙動に恥ぢざるを確證せしむるに足れり」と論評した。¹⁹⁾

このような『日日』の主張は、井上外務卿等が意図した「文明的」日本外交の実践とその成功を強調するものであり、同時にイギリスに対する批判を含蓄していた。壬午軍乱の発生とほぼ同時期に、エジプトではアレクサンドリアでヨーロッパ人殺傷事件を契機にエジプトとイギリスとの間で紛争が発生した。「元来東邦に向けては圧政の政略を逞し苟も国威を振ひ利益を進むを得べき事には人情公道をも軽視し外交上の強談兵力の脅迫等一切の方法之を試みざるは無」イギリスは、一〇隻を超える艦船の砲撃を以て市街を炎上させ人口二〇万余の古都アレキサンドリアを灰燼に帰せしめ、一万以上の兵力を以てエジプト軍を破りカイロを占領した。²⁰⁾ イギリスの武力行使を意識して、「帝国の光栄」と題する『日日』社説は、今次の日本の措置は「強（清）を懼れず弱（朝鮮）を侮らず恒に公平を執り終始己に私する所なき」を以てしたことで「我が国の品格を高」めたと揚言し、「文明の高等に位するを以て自ら矜誇する所の欧米諸国が嘗て我国に対して如何なる事を為せしか其為す所は果して専ら公正を執り尽くし得べきほどは平穩の手段を尽したりや否やを視よ」と言う。生麦事件では江戸湾に軍艦を集結させて莫大な償金（二〇万ポンド）を要求し、²¹⁾ 幕府がイギリスに満足を与える措置を執ると言ったにも拘わらず「英国は敢て此懇情を許容せず」²²⁾ 尽くすべき程の平和的手段を尽くさず鹿児島で武力行使を行い町を焼き払った。また、下関戦争では、幕府が責任を以て対応すると言ったにも拘わらず四ヶ国の公使等はこれを聞き容れず、交渉のまねごとをしただけで武力行使を行い多額の償金（三〇〇万ドル）を貪った。このような行為を敢えてした諸列国は、日本を「文明未だ至らざるなり、曰く開化未だ洽からざるなり、曰く未だ国際の公法に通ぜざるなり等種々批判して恰も自国より数等を下たるの品位に居る」とものと貶めている。しかし、その日本は朝鮮に対して「終始公平を主とし毫末も公法に背く所なく尽し得るほどの平穩手続きを尽くし一砲に火せずして満足なる談判を遂げ」た。正に、西洋諸国が非

いることを回避させたのみならず、同時に「多年結凝せる征韓論者も百事顧慮するに暇な」からしめ、予想外の速やかな平和的決着を導き出し、外征論的感覚が未だ残る軍内部にも井上に「心服」する動きを生み出した⁽³²⁾⁽³³⁾。道徳的観点から誠実さや信義に欠けるとして常に井上の個人的資質を攻撃して止まなかった保守派の佐佐木高行でさえ、「外務卿の措置悉く其の宜敷を得て」と、今回ばかりは、珍しく井上の外交指導をほめた⁽³⁴⁾。天皇側近の元田永孚も「実に寛嚴其中を得、威恩並び立つの御処置に相運び、毫も問然する処無之、皇上の聖徳、神州の信義、初めて海外に相顕はれ、誠に維新已来の一大歡喜の美事⁽³⁵⁾」とたたえ、更に以下のように述べる。

此節は廟議初より一定、決して腕力に出ず、償金を貪らず、正大公明宇内の評論に照らし而、至当の処分可有之との方略にて御座候へ共、朝鮮の諾否清国の干渉等に至り候而は予め難計、是のみ懸念候処、総て算略の通り相運び、以後は清韓両国共に一層交際の道も相立申可と、為皇国賀し申候。此度の御処置は外国公使よりも大いに称賛致居候由にて、維新已後皇国より外国へ対するの処置、其道を得候は此節を以て第一と可致と、劣弟も賛美仕候事に候。只々五十万円朝鮮に責め候は、少しく過ぎたる歎と存候得共、今日は争ふ事にも無之⁽³⁶⁾。

壬午軍乱に見る日朝間の紛争処理のあり方は日本外交に二つに意味で影響を与えることになる。その一つは、清の朝鮮に対する軍事干渉と日清間の緊張にも拘わらず、朝鮮をめぐる日清両国の共通の利益を見すえて両国の戦略的対話は可能であるとする考え方を下支えすることになった。清の朝鮮に対する軍事干渉は、満州地方の安全確保という死活的利益を擁護する要請に基づくものであること、そして、清が大院君を拉致したのは「日韓両国の交際を厚くし、又是迄尽力せし米英等の条約等を施行せしめ、従来魯の南侵を予防するの政略」の一環と捉えることも可能であり、清がそのような基本路線を維持する限り、日清両国が厳しい敵対関係に陥る必然性はないとする考え方が存在した⁽³⁷⁾。第二には、軍乱処理に於いて各国に向けて表明しそして実践してみせた外交様式が影響力を有した

ことである。同年秋朝鮮使節が日本に独立支援を要請した折り、岩倉具視右大臣は「公明正大」の処置を求めて以下のように三条実美太政大臣に書き送っている。「抑朝鮮事變の処置は万国の賞賛する所なり。然るに今日に至り隱に之（朝鮮）を教唆し密に之を保護する如き曖昧の政略を用ゆる様の事有之に於ては独り清国の猜疑を深くするに止まらず万国に対して我れの光榮を損するの憂なきに非らず」と。国際法を前提に、公平・公明で相互利益になうような外交を展開することこそが日本の名譽であるという考えがそこにあつた。

(1) 壬午軍乱に関する邦語文献に例えば、田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上巻（文化資料調査会、一九六三年）七七〇頁以下、高橋秀直『日清戦争への道』（東京創元社、一九九五年）一九頁以下、岡本隆司「壬午変乱と馬建忠」『京都府立大学学術報告』（人文・社会）第五三号、二〇〇一年。

(2) 一八八二年八月二五日付岩手県令嶋惟精意見書『山田文書』卷一七・一八、六五頁。一八八二年八月一日付河上左右意見書「三条家文書」書類五一―一二一。

(3) 「宮島誠一郎文書」B―三九、一八八二年七月三一日条、吉井友実宛宮島書翰。

(4) 「琉球起草」下篇、一八八二年八月三日条、「宮島誠一郎文書」B―三九。

(5) 一八八二年八月七日付井上馨宛井上毅書翰「井上馨関係文書」。

(6) 一八八二年八月七日付花房公使宛井上外務卿訓令『日本外交文書』一五卷、二二六、二二八頁。

(7) 一八八二年八月二日付田辺太一駐清臨時代理公使宛井上外務卿『日本外交文書』一五卷、一五九―六〇頁。

(8) 以下は、一八八二年八月三日付駐日各国公使宛井上『日本外交文書』一五卷、一六〇―一頁に拠る。

外務省は、国内にむけて、仁礼海軍少将率いる金剛・日進・天城が下関で花房公使と合流すること、花房は護衛兵と艦

隊を引き連れて朝鮮に出張すること、高島陸軍少将は一個中隊の歩兵を率いて仁川に向け出発したことなどを内容とする報（八月二日付）を諸新聞に掲載せしめた。また、各府県知事県令は管下の郡長に「政府に於ては専ら穩当を主とし処分可相成廟算の趣に付き管下人民に於ても猥りに巷説を盲信し輕躁の挙動無之様豫て注目し自然浮説に惑はされ結合を謀るが如きものあらば精々説諭を加え」沈静化を図るよう訓示した（宮本外骨編『壬午鷄林事変』花房太郎、一九三二年、五六頁）。

駐日清国公使黎庶昌は、八月三日に、日本の派兵は水兵七〇〇余と陸兵七〇〇であると本国に打電する。その根拠は不明である。八月四日発の電文では外務省通知文書中の派兵目的は言及するものの、文書掲載の陸兵三〇〇という数には言及しないままであった（『中日』一一三文書、東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』第一一卷（東京大学出版会、一九七九年）一九九頁。田保橋前掲『近代日鮮関係史の研究』上巻、八三一頁）。『日本外交文書』第一五卷（一六二頁）所収の文書によれば、井上外務卿の文書を黎公使は本国に転送したとしている。派遣兵力数の違いの理由は不明である。清では、海軍力を言い表す場合、艦船の隻数とトン数ではなく、乗組員数で示すのかもしれない。

(9) 「宮島文書」 B三九、一八八二年八月三日条。

(10) 一八八二年八月二日付田辺代理公使宛井上外務卿『日本外交文書』一五卷、一六〇頁。NA92/61, Inoue to Shinagawa, July 31, 1882, incl., no.3; Yoshida to Young, Private, Aug.1, 1882, incl., no. 12, in, Young to Frelinghuysen, no.5, Conf., Aug.19, 1882.

(11) FO46/287, Parkes to Granville, no.111, Aug.21, 1882.

(12) 「公文別録」一一九、件七一下、七二。

(13) 「朝鮮処分」『日日』一八八二年八月九日。

(14) 大院君問罪高宗救出論に基づく出兵要請は、日本留学中の兪吉濬や尹致昊が日本政府に求めた（彭澤周『明治初期日韓清関係の研究』塙書房、一九六九年、二二九―三〇頁）。また、閔泳翊は「日本より手強き談判あらん事を冀望し、其事ある迄は何れにか潜伏し生存し、日本の軍艦仁川港に来る等の事あらば之に投ぜんと欲す。又日本よりの談判穩かにして今の形勢にて持続するときは（閔泳翊）生存の望みなし」と伝えていた（一八八二年八月三日付花房宛副田節釜山総領事「公文別録」一一八、件七）。

王権を篡奪した大院君に対抗して「義兵」を以て国王を救出するというような「春秋の大義」論について、『日日』は、「内乱を傍観して敢て之に干渉せざるは実に独立国を敬重するの所為なり」と強調し、「国と国との交際は洋の東西を問はず皆是の如く」である以上、日本が国王の正統政権回復の為に武力支援を行わないことを以て朝鮮開化派が「無情不実」として日本を逆恨みしないよう求めていた。「朝鮮に対するの善隣」『日日』一八八二年九月二日）。

(15) 一八六四年イギリスが下関を攻撃した折、イギリス政府は「日本政府「幕府」は自由貿易の条約を締結し、英国とは一貫して友好関係にあったのであり、そして、その日本政府が取り鎮められなかった叛乱大名を、英国をはじめとする西欧諸国の連合した力で正し、その結果、友好的な日本政府の権力を強化した」として英の戦争行為を正当化した（保谷 徹『幕末日本と対外戦争の危機』吉川弘文館、二〇一〇年、二二二頁）。

(16) FO46/287, Parkes to Granville, no. 111, Aug. 21, 1882.

(17) 花房は「死者の終を厚くするは、人情の最も大切な義に候故、特に朝鮮政府の我死者に対し待つに優礼を以てするの意を示し、死者をして瞑目せしめ、遺族及国民をして遺憾なからしむる」ために行ったと記したが（「条約要説」『日本外交文書』一五卷、二〇二頁）。井上外務卿は、日本人犠牲者に対する葬儀は日本が行うべき事であり条約に盛り込むことは不適當であると語っていた（FO46/288, Parkes to Granville, no.126, Sept.11, 1882.）。

これに関して、田保橋は「本条は朝鮮国政府より見て、合理的の要求であり、且朝鮮民情より見ても、最も有効な手段と考えられる。井上外務卿が本条を以て無用とし九月三日機密信に於て削除を命じたのは、朝鮮の実情に通じないものであり、花房公使は本条が有害にあらざるを信じ原案を存したと評している（『近代日鮮関係史の研究』上、八二〇頁）。

仁川府で虐殺された日本人六人の遺骸は「誰たるを識別する能はざる」状況にあり「衣袴全き者一人もなく或は首を斬り或は手を断ち或は首に縄を縛る等頗る残酷を極め」、「刑人又は禽獣の死体」と同様な仕打ちを受けていた（一八八二年八月一六日付秘第四号川村純義海軍卿宛仁礼景範（付録甲号）「公文別録」一二〇。また、『日日』特派員塚原靖の「入韓記実」『日日』一八八二年九月一五日にも同様の記述がある）。花房の対応の背景として考えられるであろう。

(18) 救恤金五万円は堀本礼造中尉ほか死者の遺族や負傷者に三万八千円を配分した。残る一万二千元は、一八八二年四月段階で朝鮮政府に寄贈予定になっていた軍艦千代田（砲艦、一三八トン、四〇人乗り）の整備費（二千元）と武器購入費（一万円）村田銃五〇〇挺と弾丸五万発を購入できる額）として寄贈するか朝鮮独立事業支援に充てる予定であったが、その後の政治状況によって計画は凍結された（一八八三年二月一四日、七月一七日付三条太政大臣宛井上外務卿「公文別録」一三、件一二）。

(19) 「朝鮮約定」(三) 『日日』一八八二年九月七日。

(20) 一八八二年七月七日付、七月一四日付、七月二一日付河上房申報告『修好彙編』（明治一五年）外務省。

(21) 死者一名重軽傷者三名の被害に対し一二万五千ポンドを要求するとは異常きわまりないものであり欧州で類似の犯行が行われたなら賠償金は一〇分の一でも充分と見なされていたであろうという声があった（萩原『遠い崖』第一巻二五一頁、第二巻五八頁）。福沢諭吉は「生麦事件で英国が一人殺害のために大層なことを日本政府に言い掛けて、とうく十二万五千ポンド取ったというのは理か非か甚だ疑わしい。三十余年前の時節柄とはいえ、吾々日本人は今日に至るまでも不平

である」と記している（富田正文校訂『新訂 福翁自伝』岩波文庫、一九七八年、一八九頁）。

(22) これは、イギリス本国でも国際法に反し非難に値する非人道的行為として受け取られた（皆村前掲『ザ・タイムズ』にみる幕末維新』五二―六二頁）が、イギリスの無法と傲慢と横暴はパークスによって継承されているという捉え方（萩原『遠い崖』第一二巻、六二―六三頁）からすると、こうした『日日』の書き方もパークスへの当てこすりであったのかもしれない。駐日公使館のサトウ（Ernest M. Satow）によれば、一八八一年段階で、パークスの素質や才能は中国では発揮できても全く状況の違う日本では発揮できず日本公使職には不適任となっていたという（Hugh Cortazzi, "Sir Harry Parkes", in Hugh Cortazzi, ed., *British Envoys in Japan: 1859-1972*, Japan Society, 2004, p.50. 邦訳、日英文化交流研究会訳『歴代の駐日英国大使一八五九―一九七二』文真堂、二〇〇七年、三六頁）。

(23) 「帝国の光栄」『日日』一八八二年九月一日。

日本―朝鮮間の平和的交渉決着とイギリス―エジプト間の戦闘による決着とを対比させる記事は「花房公使帰京」（『日日』一八八二年九月二八日）にもある。エジプト事件を通じたイギリス外交への批判はその後も掲載される。末松謙澄は、イギリスは「徳義」とは無関係に「利」を追求し自国の強大な力を「誤用」していると批判する。即ち、徳義に反するイギリスの「手前勝手の論」による利益追求がエジプトでの反乱を生み出したのでありエジプト人民が英仏人を怨むには理由がある。イギリスは「正義を以て相応じ後進の小国をして其独立を全くせしむべきなり姦策陰謀を用ふ可からざるなり自家の大を誤用す可からざるなり」と（末松謙澄「論埃及事件」『日日』一八八二年二月一四日）。

(24) FO46/288, Parkes to Granville, no.129, Sept.12, 1882.

(25) FO46/288, Parkes to Granville, nos.131, 135, Sept.25, 1882.

(26) 一八八二年九月四日付井上宛パークス、一八八二年九月三日付ビンガム、「公文別録」一二〇、件八二上。一八八二年一

○月一〇日付吉田宛ヤング『保古飛呂比』一一巻、三四〇頁。『世外井上公伝』第三巻、四八七―頁

ボアソナードは、「今度日本之要償は悉く皆公法之正理に適し、一も不都合なし」と評していた（一八八二年九月二八日付吉田清成宛小松原英太郎書翰『吉田清成関係文書』第二巻三二頁）。

(27) 一八八二年九月二三日付李鴻章奏状『日本外交文書』一五巻、二四六頁。

朝鮮側の歎心を得るため馬建忠が五〇万円償金は高額に過ぎるとして日本側に償金減額を求め介入を行ったため、日本としては条約調印直後に減額措置をとることができなくなってしまった。濟物浦条約直後に日本が減額措置をとれば、朝鮮官民は日本の好意を好意と受け取らず、逆に馬建忠勸告の成果であると受け止めてしまうことが予想できたからである（一八八二年一月第一〇二文書伊藤宛井上馨書翰『伊藤文書』一巻、一七八―九頁）。

こうして、償金を形だけの軽い額にして「天晴れ君子国の名に愧ぢざるの振舞」をして「欧米諸国が曾て我が国難に乗じて格別の償金を要求せし非挙を顧みて大に愧るの感」を抱かせ「我国の品格を高からしむる」好機会（「問罪談判」（二）『日日』一八八二年八月二二日）が失われてしまった。朝鮮に対する友誼を示すにはより適切な機会の到来を待たなければならなかった。

馬建忠は軍事賠償額としては日本軍の出動状況よりして最大五万円が限度としていた（田保橋前掲『近代日鮮関係の研究』上巻、八二一、八四八―八五〇頁）。壬午軍乱に関連して日本が費やした事件費は一七七万円余（「朝鮮事件計算表」一八八三年三月三一日）となっている（「諸雑公文書」2A―37―雑895、国立公文書館蔵）。この内、花房公使護衛の陸軍一個大隊の経費だけでほぼ一五万円を要している（一八八二年九月一二日付三条実美太政大臣宛大山巖陸軍卿「公文別録」一二一、件九九）。

(28) こうした対日観を有するイギリスのウェード公使は、清が朝鮮軍乱に一旦干渉した以上は、日本のみならずロシアに乗

ずる機会を与えないためにも、可及的速やかに叛乱を終息させる必要があるとし、速やかな鎮圧と日露に対する警告のために更に一万の兵を増派する準備を急ぐべきであると述べ、それこそ総理衙門王大臣らを扇動した。そして、朝鮮に軍事干渉したことに対する諸外国の受けとめ方を気にかける恭親王に対しては、清の行動に第三国は反対できないであろうと答えて清の行動に好意的な姿勢を示した (FO262/379, Wade to Granville, no.2, Separate, Conf., Aug.25, 1882. FO17/898, Memorandum, incl. in Grosvenor to Granville, no.75, Aug.28, 1882.)。このように清におけるイギリス外交出先機関の言説は壬午軍乱鎮圧のため清艦隊を率いて朝鮮に赴いた丁汝昌をして、日本の朝鮮侵略を阻止するために清は断固たる姿勢を示す必要があったのであると語ることを正当化させ、これにまたイギリスの出先が同調するという形で「侵略国日本」像を固定化²⁹⁾せしめ³⁰⁾ (FO46/297, Hall to Parkes, Dec.1, 1882, Incl. in Parkes to Granville, no.7, Jan.12, 1883.)。「日本を扇動するロシア」を見るウエードにとって英の利益を維持するために清の朝鮮出兵が正当化されたようである。但し、ウエードの捉え方とは逆に、日本政府はロシアの朝鮮侵略を警戒していた。

(29) 花房公使と同船で朝鮮に渡った陸軍中将高島鞆之助西部監軍部長に随行した参謀本部の堀江芳介陸軍歩兵大佐等の報告では、大院君政権の対日強硬姿勢の背景に「曠日持久、清の勢援を得て事を決せんとする」意を見ている (一八八二年八月一六日付山県有朋宛堀江陸軍大佐、杉山直矢陸軍少佐報告八月一六日条「参謀本部歴史草案」(資料) 五、防衛省防衛研究所戦史研究センター図書館蔵)。

(30) FO46/288, Parkes to Granville, no.126, Sept. 11, 1882.

『ノース・チャイナ・ヘラルド』紙 (一八八二年九月九日) も、花房公使一行の勇氣と胆力、日本政府の沈着さ、日本側が示した節度ある要求と穏やかな解決策などを称賛した (国際ニュース事典出版委員会、毎日コミュニケーションズ編『外国新聞に見る日本』第二巻本編、毎日コミュニケーションズ、一九九〇年、二八二頁)。「ワシントン・ポスト」紙は

「日本人の外交政略は実に近来欧州諸国に行はれたる外交政略と比較して恥づる所なし」と評した（寺島駐米公使報告『日本外交文書』一五卷、二七二頁）。

(31) もっとも、田保橋は、花房が議政府の存在を無視して国王と直接交渉しようとしたのは「国際慣例より見て妥当を欠き」「朝鮮の政情を無視」したものであり交渉の非進展の一因となったとし、日本側要求回答期限内に公使が京城を退去したのは軽率の誹りを免れがたいと批判している（田保橋前掲『近代日鮮関係の研究』上巻、八〇八、八一二頁）。

交渉の早期妥結を可能にした要因の一つに清による大院君逮捕と拉致がある。馬建忠による大院君逮捕実行の背景には花房公使の命をうけた竹添進一郎が日本側の朝鮮に対する要求事項を馬建忠に打ち明けていたからであったと論じられている。竹添は、開国に伴う排外主義の反動は日本も経験したところであるとして、武力によってではなく国際法に沿って問題を解決するつもりであることを示し、朝鮮に派遣した日本陸海軍は花房公使一行を護衛するためであり日本は朝鮮内党派対立に干渉するつもりはないことを明らかにした。そして、日本の要求は、公使館襲撃の首謀者を処罰すること、損害と軍費の賠償、公使・領事などの内地旅行や居留地の日本人と朝鮮人との接触を広め朝鮮の欧米諸国への開国に備えさせようとするものであることを示した。このような竹添の「率直」さが馬建忠の心象を良好ならしめ日本側の朝鮮に対する要求を「一応諒解するとともに、花房公使の対韓交渉に干渉の意を示さなかったのみならず、直接かあるいは間接に花房公使に協力し、事変の前後処理問題を早急に終らせようとしたとみられる」とされる（彭澤周前掲書、二四二―二四五頁）。この観点に立てば、交渉の早期妥結は、日本側の対応にも由来していたと云うことができる。

(32) 一八八二年九月二一日付、同年一〇月二八日付、同年一二月六日付伊藤宛中井弘書翰『伊藤文書』六卷、二六一、二六二、二六六頁。

(33) 『内外兵事新聞』（三六九号、一八八二年九月一〇日付刊）社説「朝鮮談判の終局」は、以下のように評価している。即

ち、「我国は毫も国権を損じ国体を破る事なく、彼れ亦屈辱惋涙を揮ふて我命に従ふの悲惨に過^マふ事なく能くこの紛紜を解くを得たり（中略）我日本帝国の爲め東洋全州の爲め深く之を慶賀せざるを得ざるや」と。陸海軍内部における穩健派の見解を反映するものと言えるかもしれない。

国家にとって平和の価値は、軍の威光よりも上位にあると軍内部でも意識されていた。中艦隊司令官仁礼影範海軍少将は、「皇国の威武を耀すの機を失し清国（が）朝鮮の政柄を握れるは甚遺憾には候得共、平和に局を結候は先々国家の幸と被存」と述べている（一八八二年九月日欠川村純義海軍卿宛仁礼書翰「公文別録」一二〇、件八二下）。

(34) 一八八二年一〇月一九日付有栖川宮熾仁親王宛佐佐木書翰『保古飛呂比』一一卷、三五四頁。

(35) 一八八二年九月四日付岩倉具視宛元田永孚書翰、沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』（山川出版社、一九八五年）八〇頁。

(36) 一八八二年九月二六日付下津休也宛元田永孚書翰、同右一五五頁。

このような評価の背景には、明治天皇をはじめとする宮中の人々が抱く国際関係への見方が反映していると考えられる。明治天皇は、あからさまな軍事力の行使を躊躇しないビスマルクの政略を批判して「兵略を以て政略とし、彼取らざれば我より取る、相互に腕力相争うの目的より運来りし政略なり、日本は夫と違い、方今兵力を備へ内大道を布くの時に、右様外国の政略を我国より見倣ひ、妄りに遠略を志し候様に相成候ては、大に目当を誤り不宜なり」と元田永孚に語っていた（一八七九年七月一九日付下津休也宛元田永孚書翰、同右、一五〇頁）。

(37) 一八八二年九月二一日付伊藤博文宛中井弘書翰『伊藤文書』六卷、二六一頁。このような捉え方は「日本を主敵」と仮想していた清とは対蹠的である（岡本前掲「壬午変乱と馬建忠」六〇頁）。

(38) 多田好問編『岩倉公実記』（原書房、復刻、一九六八年）下巻、九〇八頁。

むすびにかえて

権謀術数よりも信用・信義を重んじる外交姿勢は幕末維新期から観察することができる。約束を守らない信義の国として扱われることへの屈辱感や安全保障上の観点が信義を重んじる姿勢を生み出す内在的理由であった。

朝鮮に対しては、国際法に基づきつつ、双方の一方的主張ではなく利益と道義を両立させる方途を模索する交渉姿勢を示し、朝鮮近代化に向けた動きに共感し知識と経験を分かち合おうとした。このような日本の外交姿勢は、西洋諸国に対しても同じであった。条約改正予備会議では、西洋諸国との間で公平なルールに基づく率直で誠実な協議を通じて共通の利益を発見することを試みた。

日本の外交姿勢は、諸外国に必ずしも理解されたわけではなかった。日本外交はむしろ諸外国の不信に取り囲まれていた。清、朝鮮、イギリス、アメリカ諸国は、琉球処分、朝鮮政策、不平等条約改正問題をめぐって日本に対する不信をつのらせた。対日不信にはそれなりの理由があったとしても、誤解や偏見もそれを助長した。

壬午軍乱への対応は、信用・信義、公平さ、共通の利益などの徳を重んじる姿勢を示した日本外交を試すことになった。そこで浮かび上がる日本外交は、国際法、共通の利益論や徳に則りながら力の行使と利益追求を制御するものであった。同時代の日本人の目に日本外交は、力によって利を追求し徳義を顧みず国際法を自己の行為の正当化事由とする西洋列国の外交ではなく、諸国家間の平等性を認めることなく自己中心主義的立場から力の行使を行った中国の外交でもなく、自己中心主義的立場から一方的な利益追求を試みた朝鮮の外交とも違うものと映ったと思

われる。自称文明国の西洋列国でも実践していない部分を他ならぬ日本が実践して見せたものこそ、文明的外交の姿であったろう。世界の文明を一步進める外交実践として日本は壬午軍乱処理を自負した。